

令和4年度

包括外部監査結果報告書

公社等外郭団体に関する財務事務の執行について

令和5年3月

沖縄県包括外部監査人

弁護士 宮里 猛

目 次

第1章 包括外部監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査の実施期間	1
3 監査の対象	1
(1) 対象事項（テーマ）	1
(2) 対象年度	1
4 監査テーマの選定理由	1
5 監査の視点	2
6 主な監査手続	2
7 監査の体制	2
8 利害関係	3
9 指摘及び意見について	3
第2章 総論	4
1 対象団体	4
2 監査対象とする公社等外郭団体の選択方法等	6
3 具体的な監査の視点	9
4 公社等外郭団体の財政支援等に関する指針について	10
5 短中長期計画の公表について	12
第3章 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（略称：OCVB）	13
1 法人の概要	13
(1) 設立年月日	13
(2) 目的等	13
ア 目的	13
イ 事業内容	13
(3) 所管課	13
(4) 所在地	14
(5) 基本財産と県の出資	14
ア 基本財産	14

イ	出捐者	14
(6)	沿革	14
(7)	県の財政支援等の状況	16
(8)	組織体制	16
ア	理事及び監事	16
イ	職員	16
2	財務状況	17
(1)	財務諸表の推移	17
ア	貸借対照表	17
イ	正味財産増減計算書	18
(ア)	一般正味財産増減の部について	18
(イ)	指定正味財産増減の部について	19
(2)	財務に関する監査手続	19
ア	会計監査人設置について	19
イ	会計単位及び経理体制について	20
ウ	経理規程について	20
エ	資金関係について	21
オ	債権管理について	21
カ	切手、収入印紙について	21
キ	固定資産について	22
ク	各種引当金について	22
ケ	予定価格の積算方法について	22
3	業務委託契約に関する監査結果	24
(1)	令和3年度の業務委託内容	24
(2)	特命随意契約について	29
ア	令和3年度のOCVBとの随意契約状況	29
イ	随意契約に関する法令等の規定	30
ウ	12事業の業務委託に関する県の取り扱い	32
エ	令和元年度包括外部監査指摘と県の措置状況	34
オ	OCVBとの随意契約の契約金額について	36
カ	OCVBが受注した事業の再委託について	38
(3)	事業の継続について	39

(4) 再委託について.....	40
ア 「再委託の適正化に係る通知」について.....	40
イ OCVB に対する業務委託に関する再委託制限.....	42
(5) 委託料の概算払いについて.....	46
(6) 提出書類の名称統一について.....	47
(7) 旅費の見積について.....	49
(8) 前記(1)①～⑮の各事業委託業務に関する監査結果.....	50
ア ①令和 3 年度 離島観光活性化促進事業 (OCVB)	50
(ア) 委託業務内容.....	50
イ ②令和 3 年度 教育旅行推進強化事業.....	52
(ア) 委託業務内容.....	52
(イ) 実施計画書の変更.....	52
(ウ) 追加業務.....	53
(エ) 再委託.....	54
ウ ③令和 3 年度 国内需要安定化事業.....	56
(ア) 委託業務内容.....	56
(イ) 実施計画書の変更.....	58
エ ④令和 3 年度 フィルムツーリズム推進事業.....	59
(ア) 委託業務内容.....	59
(イ) 再委託.....	59
オ ⑤令和 3 年度 観光人材育成・確保促進事業.....	62
(ア) 委託業務内容.....	62
(イ) 実施計画書の変更.....	66
(ウ) 再委託.....	66
(エ) 各書類の提出日.....	71
カ ⑥令和 3 年度 観光危機管理体制構築支援事業.....	72
(ア) 委託業務内容.....	72
(イ) 再委託.....	74
キ ⑦令和 3 年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業.....	78
(ア) 委託業務内容.....	78
(イ) 再委託.....	79
ク ⑧令和 3 年度 沖縄観光受入対策事業.....	91

(7) 委託業務内容	91
(イ) 再委託	93
ケ ⑨令和3年度 沖縄観光誘致対策事業	94
(7) 委託業務内容	94
(イ) 再委託	95
コ ⑩令和3年度 観光2次交通機能強化事業	102
(7) 委託業務内容	102
(イ) 再委託	103
サ ⑪令和3年度 クルーズ船プロモーション事業	108
(7) 委託業務内容	108
(イ) 再委託	108
シ ⑫令和3年度 戦略的MICE誘致促進事業	110
(7) 委託業務内容	110
(イ) 再委託	111
ス ⑬令和3年度 観光誘致対策事業（MICE推進課）	113
(7) 委託業務内容	113
セ ⑭令和3年度 スポーツツーリズム戦略推進事業（スポーツ観光誘客 促進事業）	114
(7) 委託業務内容	114
(イ) 再委託	115
ソ ⑮令和3年度 未来の産業人材育成事業	118
(7) 委託業務内容	118
4 沖縄コンベンションセンターの指定管理について	120
第4章 沖縄県環境整備センター株式会社	122
1 法人の概要	122
(1) 設立年月日	122
(2) 目的等	122
ア 設立目的	122
イ 事業内容	122
ウ 施設の概要	122
(3) 所管課	123

(4) 所在地	123
(5) 基本財産と県の出資	123
ア 資本金	123
イ 株式総数	123
ウ 株主構成	123
(6) 沿革等	123
ア 設立経緯	123
イ 沿革	124
(7) 県の財政支援等の状況	124
(8) 組織体制	124
ア 役員	124
イ 職員	124
2 財務状況	125
(1) 財務諸表の推移	125
ア 貸借対照表	125
イ 損益計算書	126
(2) 財務に関する監査手続	127
ア 顧問税理士による確認	127
(ア) 法人税・地方法人税	127
(イ) 消費税・地方消費税	128
(ウ) 総合所見	129
(エ) 「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト	129
イ その他の監査手続	130
(ア) 県からの借入金	130
(イ) 賞与引当金	133
3 監査の結果	134
(1) 中長期計画について	134
(2) 最終処分場の被覆施設移設について	137
ア 移設方式の決定に関して	137
イ 被覆施設の移設に伴う資金調達について	139
ウ 収支計画について	139

(3) 売上実績	140
(4) 役員の就任について	141
第5章 那覇空港ビルディング株式会社	145
1 法人の概要	145
(1) 設立年月日	145
(2) 目的等	145
ア 設立目的	145
イ 事業内容	145
ウ 施設の概要	145
(3) 所管課	145
(4) 所在地	146
(5) 基本財産と県の出資	146
ア 資本金	146
イ 株式総数	146
ウ 株主構成	146
(6) 沿革等	147
ア 設立経緯	147
イ 那覇空港及び法人の沿革	147
(7) 県の財政支援等の状況	149
(8) 組織体制	149
ア 役員	149
イ 職員	149
2 財務状況	150
(1) 財務諸表の推移	150
ア 貸借対照表	150
イ 損益計算書	151
(2) 財務に関する監査手続	152
ア 建設仮勘定	152
イ 固定資産減損	152
ウ 繰延税金資産の回収可能性	153
エ 未払金	154

3	監査の結果	155
(1)	短中長期計画について	155
ア	「公社等の指導監督要領」の規定	155
イ	那覇空港ビルディングによる計画策定	155
ウ	計画の策定基準	156
エ	長期経営計画について	156
(2)	備品の管理について	157
ア	固定資産管理規程による定め	157
イ	ヒアリング結果	157
ウ	資産無償譲渡契約について	157
(3)	内部統制システムについて	158
ア	那覇空港ビルディングにおける内部統制システムについて	158
イ	ハラスメントについて	158
(4)	契約関係	161
第6章	石垣空港ターミナル株式会社	163
1	法人の概要	163
(1)	設立年月日	163
(2)	目的等	163
ア	設立目的	163
イ	事業内容	163
ウ	施設の概要	163
(3)	所管課	163
(4)	所在地	164
(5)	基本財産と県の出資	164
ア	資本金	164
イ	株式総数	164
ウ	株主構成	164
(6)	設立経緯	164
(7)	県の財政支援等の状況	165
(8)	組織体制	165
ア	役員	165

イ 職員	165
2 財務状況	166
(1) 財務諸表の推移	166
ア 貸借対照表	166
イ 損益計算書	167
(2) 財務に関する監査手続	168
ア 建設仮勘定	168
3 監査の結果	169
(1) 短中長期計画について	169
ア 「公社等の指導監督要領」の規定	169
イ 短期経営計画	169
ウ 中長期経営計画	169
(ア) 中期経営計画について	169
(イ) 長期経営計画について	170
(2) 備品の管理について	177
ア 固定資産管理規程による定め	177
イ ヒアリング結果	178
(3) ハラスメントについて	178
ア 石垣空港ターミナル株式会社におけるハラスメント規程について	178
イ 相談窓口について	178
ウ ヒアリング結果について	179
(4) 取締役会について	180
第7章 沖縄都市モノレール株式会社	182
1 法人の概要	182
(1) 設立年月日	182
(2) 目的等	182
ア 設立目的	182
イ 事業内容	182
ウ 事業の目的	182
(3) 所管課	183
(4) 所在地	183

(5) 基本財産と県の出資	183
ア 資本金	183
イ 株式総数	183
ウ 株主構成	183
(6) 沿革等	183
ア 設立経緯	183
イ 沿革	183
(7) 県の財政支援等の状況	184
(8) 組織体制	184
ア 役員	184
イ 職員	184
2 財務状況	185
(1) 財務諸表の推移	185
ア 貸借対照表	185
イ 損益計算書	188
(2) 財務に関する監査手続	190
ア 建設仮勘定	190
イ 前受金	190
ウ 固定資産減損	190
3 監査の結果	192
(1) はじめに	192
(2) モノレール社の経営の健全化、これに関する県の財政の健全化について	192
ア 基本的な指針等（総論）	192
(ア) 県の財政支援等に関する指針	192
(イ) 県の指導監督要領	193
(ウ) 総務省による経営健全化等に関する指針	193
(エ) 総務省による経営健全化方針の策定・公表の推進	196
イ モノレール社の経営健全化方針	196
ウ モノレール社の経営健全化に向けた取組状況（令和2年3月まで）	199
(ア) 経営支援に関する基本合意書	199
(イ) 中長期経営計画の策定	199
(ウ) 経営支援に関する協定書	200

エ	新型コロナによる営業収入の減少等に対する取組状況（令和 2 年 4 月以降）	201
	（ア） ゆいレール支援 5 者連絡会議	201
	（イ） 中長期経営計画の見直し（令和 3 年 3 月）	202
	（ウ） 「経営支援に関する協定書」に関する変更合意書	203
	（エ） 県が作成した「経営健全化方針に基づく取組状況」	203
	（オ） モノレール社の平成 3 年度の事業報告	204
	（カ） 総務省による経営健全化方針の取組状況に関する調査結果	204
オ	監査の結果（モノレール社の経営の健全化及び県の財政の健全化について）	205
	（ア） 第三セクターの経営健全化に関する基本的な考え方	205
	（イ） モノレール事業の公共性、公益性について	207
	（ウ） モノレール事業の採算性について	207
	（エ） モノレール社による経営健全化を図る方策について	208
	（オ） 事業手法の選択について	209
	（カ） 費用対効果の判断について	209
	（キ） 県のモノレール社に対する金融支援の在り方について	210
	（ク） 県のモノレール社に対する債権管理について	213
	（ケ） モノレール社の経営健全化、これに関する県の財政健全化に向けた今後の方針について	215
	（コ） 議会・住民に対する説明の在り方について	217
4	その他について	219
	(1) モノレール社の役員の構成、活動状況等について	219
	ア 役員の構成、職歴等	219
	イ 役員の取締役会への出席状況	220
	ウ 監査の結果	220
	(2) 令和 3 年度の委託契約について	221
	ア モノレールの駅の自由通路の維持管理について	221
	イ モノレールの分岐器の維持修繕業務について	221
	ウ 監査の結果	222
	(3) 令和 3 年度の補助金の交付について	222

第8章 総括	224
1 指摘・意見一覧	224
2 総評及び提言	250
(1) 公社等外郭団体について	250
(2) 沖縄県における公社等外郭団体について	251
ア 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）	251
イ 沖縄県環境整備センター株式会社	251
ウ 那覇空港ビルディング株式会社及び石垣空港ターミナル株式会社	252
エ 沖縄都市モノレール株式会社	252

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 監査の実施期間

令和4年8月1日から令和5年3月17日まで

3 監査の対象

(1) 対象事項（テーマ）

公社等外郭団体に関する財務事務の執行について

(2) 対象年度

令和3年度

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4 監査テーマの選定理由

沖縄県（以下「県」という。）は、平成16年11月19日に「公社等の指導監督要領」を制定し、県が出資又は出捐等により県行政と密接な関連を有する公社等外郭団体に対する指導監督及び調整に必要な事項を定めており、同要項の対象となっている公社等外郭団体は36法人である。

また、県は、平成30年3月に「沖縄県行政運営プログラム」を策定し、県の行財政改革に関する施策等を実施しているところ、当該プログラムの進捗管理項目として「公社等外郭団体の健全な運営の確保」を掲げており、公社等外郭団体の見直しは重要な課題となっている。

一方、「令和3年度当初予算に係る公社等外郭団体に対する財政支援等の状況」によると、県の公社等外郭団体に対する財政支援等（補助金、委託料、負担金、貸付金又は出資・出捐金）は、約168億5625万円に上っている。

このような状況の中で、公社等外郭団体に関する財務事務の執行を監査することは、県の取組みや、その見直し、県財政の健全な運営を図る上で、十分に意義があるものと考え、監査テーマとして選定した。

5 監査の視点

公社等外郭団体が、①本当に県の行政にとって必要不可欠な存在なのか、②その設立目的ないし設立趣旨に則って適正に設置・運営されているか、③費用対効果の面において適正に運営されているか、という問題意識の下、以下の視点にて、本監査を実施した。

- (1) 公社等外郭団体に対する補助金、委託料、負担金、貸付金、出資・出捐金、債務証、損失補償等の財政支援の適正性等
- (2) 公社等外郭団体の目的、組織、事業計画の適正性等
- (3) 公社等外郭団体の予算、決算、収支の適正性等
- (4) 公社等外郭団体の人事、人件費の適正性等
- (5) 公社等外郭団体の資産及び施設等の管理の適正性等
- (6) 公社等外郭団体の委託及び請負契約の適正性等
- (7) 公社等外郭団体の債権管理の適正性等
- (8) 公社等外郭団体に対するモニタリングの適正性等
- (9) その他上記に関連する事項

6 主な監査手続

- (1) 関係書類の閲覧・照合・分析
- (2) 関係者への質問・ヒアリング等
- (3) 各団体の経営状況把握のため会計帳簿等の決算書類の検討
- (4) 事業所等の現地調査、原簿の査閲等
- (5) その他包括外部監査人が必要と認めて実施した手続

7 監査の体制

包括外部監査人	弁護士	宮里 猛
同補助者	弁護士	久貝克弘
同補助者	弁護士	細川二郎
同補助者	弁護士	二宮千明
同補助者	公認会計士	原田泰人

8 利害関係

包括外部監査人及び各包括外部監査人補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 に規定する一切の利害関係を有していない。

9 指摘及び意見について

本報告書において【指摘】として記載した部分は、監査人が、法令・各種規程等に違反し、又は、社会通念上著しく適切性を欠き不当であり、改善すべき重要事項と判断した事項である。

また、【意見】として記載した部分は、違法ないし不当とまではいえないが、監査人が、改善が望ましいと判断した事項及び検討を要すると判断した事項である。

なお、上記記載区分は、監査人が判断した事項であり、必ずしも厳密・統一的な区分を行えない場合がある。

第2章 総論

1 対象団体

県は、平成16年11月19日に「公社等の指導監督要領」を制定し、県が出資又は出捐等により県行政と密接な関連を有する公社等外郭団体に対する指導監督及び調整に必要な事項を定めており、同要領制定後、平成17年から令和4年までの間に、既に13回の一部改正がなされている。

同要領「2」において、対象とする公社等外郭団体は以下のように定められており、対象となっている団体は36法人である。

2 対象とする公社等

(1) この要領の対象とする公社等は、次のアからウまでの基準により選定した別表1に掲げる法人とする。ただし、地方独立行政法人は除く。

ア 県の出資等の額が法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上である法人

イ 県の出資等の額が法人の資本金等の4分の1未満である法人のうち、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）に基づき県が職員を派遣する法人。ただし、全国規模で活動する法人を除く。

ウ 県の出資等はないが、設立の経緯等から県行政と密接な関連を有する法人

(2) (1)に定める法人のうち、県行政と特に密接な関連を有する事業を実施する法人を別表2のとおり「指定法人」として指定する。

別表1（公社等外郭団体）

1 県の出資等の額が法人の資本金等の4分の1以上である法人（31法人）

一般財団法人沖縄県私学教育振興会

旭橋都市再開発株式会社

那覇空港ビルディング株式会社

公益財団法人沖縄科学技術振興センター

沖縄県環境整備センター株式会社

公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会

一般財団法人沖縄県セルフセンター

公益財団法人おきなわ女性財団
一般財団法人沖縄県看護学術振興財団
公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター
公益財団法人沖縄県農業振興公社
公益社団法人沖縄県糖業振興協会
公益財団法人沖縄県畜産振興公社
一般財団法人沖縄県水産公社
公益財団法人沖縄県産業振興公社
那覇空港貨物ターミナル株式会社
沖縄県信用保証協会
一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター
公益財団法人沖縄県文化振興会
公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
一般財団法人沖縄県建設技術センター
沖縄県土地開発公社
久米島空港ターミナルビル株式会社
宮古空港ターミナル株式会社
石垣空港ターミナル株式会社
沖縄都市モノレール株式会社
沖縄県住宅供給公社
一般財団法人沖縄マリンレジャーセイフティービューロー
公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議

- 2 県の出資等の額が法人の資本金等の4分の1未満である法人のうち、派遣条例に基づき県が職員を派遣する法人。ただし、全国規模で活動する法人を除く。(4法人)

沖縄県土地改良事業団体連合会
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
一般社団法人沖縄伝統空手道振興会
一般財団法人沖縄美ら島財団

3 県の出資等はないものの、設立の経緯等から県行政と密接な関連を有する法人（1法人）

公益社団法人沖縄県地域振興協会

2 監査対象とする公社等外郭団体の選択方法等

県は、行政の公平性を確保し透明性を高めるとともに、公社等外郭団体に対する県の支援に関する県民の理解を深めるためとして、「公社等の指導監督要領」「10 公社等への支援内容等の公表」において、以下の規定を置いている。

10 公社等への支援内容等の公表

行政の公正性を確保し及び透明性を高め、開かれた県政の実現を図るとともに、公社等に対する県の支援に関する県民の理解を深めるため、県は次に掲げる公社等の情報を公表するものとする。

- ア 法人名称、主な業務内容並びに上位 5 者の出資者名及びそれぞれの出資等の額
- イ 役員氏名（県の派遣職員又は県退職者の場合は、派遣される日に在職していた県の組織名又は退職時の役職名）
- ウ 貸借対照表、収支（損益）計算書等の財務諸表
- エ 過去 3 事業年度分の県の補助、貸付、出資、委託等の内容及び支援額並びに年度末現在の県の債務保証額及び損失補償額
- オ 県の派遣職員数及び当該派遣職員の従事する業務
- カ 公社等の短中長期計画
- キ 公社等が県と委託契約をした場合の随意契約の状況（契約金額、理由等）
- ク 公社等が行う県民サービスの業務内容

上記規定に基づいて作成・公表された、令和 3 年度「沖縄県公社等外郭団体の概要調書」（令和 3 年 7 月 1 日時点。財務等は令和 2 年度決算値）から、基本財産、うち県出資金、令和 2 年度の財政支援等、令和 2 年度の県貸付残高等を抜粋したものが次表である。

なお、上記「公社等の指導監督要領」「別表 1」「2」において、「一般社団法人沖縄伝統空手道振興会」も対象団体とされているが、同法人の概要調書は公表されていない。

(単位：円)

番号	団体名	基本財産 (資本金)	うち県出資金	R2年度の財政支 援等(※注)	R2年度の 県貸付残高	所管課
1	(一財) 沖縄県私学教育振興会	600,000,000	518,000,000	119,622,924	0	総務私学課
2	旭橋都市再開発(株)	9,600,000	4,850,000	0	0	企画調整課
3	那覇空港ビルディング(株)	3,566,854,000	891,713,500	0	11,007,772,000	交通政策課
4	(公財) 沖縄科学技術振興センター	167,000,000	100,000,000	263,009,829	0	科学技術振興課
5	(公社) 沖縄県地域振興協会	13,223,199,750	0	9,256,592	0	地域・離島課
6	沖縄県環境整備センター(株)	100,000,000	43,000,000	26,113,000	180,000,000	環境整備課
7	(公財) 沖縄県老人クラブ連合会	270,320,000	200,000,000	23,125,000	0	高齢者福祉介護課
8	(一財) 沖縄県セルフセンター	71,000,000	51,000,000	9,736,000	0	障害福祉課
9	(公財) おきなわ女性財団	394,347,341	301,850,000	37,569,000	0	女性力・平和推進課
10	(一財) 沖縄県看護学術振興財団	56,880,000	55,810,656	0	0	保健医療総務課
11	(公財) 沖縄県保健医療福祉事業団	3,505,000,000	3,505,000,000	3,341,000	0	健康長寿課
12	(公財) 沖縄県生活衛生営業指導センター	5,000,000	2,000,000	17,619,217	0	衛生業務課
13	(公財) 沖縄県農業振興公社	33,500,000	17,100,000	588,622,588	0	農政経済課
14	(公社) 沖縄県糖業振興協会	164,313,000	64,082,070	2,386,546,601	0	糖業農産課
15	(公財) 沖縄県畜産振興公社	806,312,443	602,850,000	294,471,120	0	畜産課
16	(一財) 沖縄県水産公社	30,000,000	23,512,000	26,518,300	0	水産課
17	沖縄県土地改良事業団体連合会	2,693,021,617	0	121,530,000	0	村づくり計画課
18	(公財) 沖縄県産業振興公社	36,100,000	36,100,000	1,146,314,078	2,568,602,621	産業政策課
19	那覇空港貨物ターミナル(株)	365,000,000	250,000,000	0	466,680,000	アジア経済戦略課
20	沖縄県信用保証協会	12,777,288,107	4,474,308,062	328,555,000	0	中小企業支援課
21	(一財) 沖縄ITイノベーション戦略センター	3,000,000	3,000,000	679,597,862	0	情報産業振興課
22	(公財) 沖縄県文化振興会	375,568,113	342,073,000	465,100,421	0	文化振興課
23	財団	524,653,680	400,000,000	0	0	文化振興課
24	(公財) 国立劇場おきなわ運営財団	100,000,000	62,840,000	16,064,599	0	文化振興課
25	(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー	1,083,765,110	109,150,000	1,643,196,072	0	観光政策課
26	(公財) 沖縄県建設技術センター	30,000,000	18,000,000	316,549,300	0	技術・建設業課
27	沖縄県土地開発公社	20,000,000	20,000,000	196,177,879	0	用地課
28	久米島空港ターミナルビル(株)	294,000,000	135,000,000	0	0	空港課
29	宮古空港ターミナル(株)	1,254,800,000	337,500,000	0	0	空港課
30	石垣空港ターミナル(株)	1,680,000,000	420,000,000	371,651,000	502,106,000	空港課
31	沖縄都市モノレール(株)	13,862,500,000	5,264,450,000	664,478,000	6,722,674,500	都市計画・モノレール課
32	沖縄県住宅供給公社	1,014,887,500	1,014,887,500	2,474,487,851	714,980,000	住宅課
33	(一財) 沖縄美ら島財団	3,200,000,000	600,000,000	1,151,331,999	0	都市公園課
34	(一財) 沖縄マリノレジャーセイフティービューロー	7,542,780	1,885,340	8,458,851	0	警察本部地域課
35	(公財) 暴力団追放沖縄県民会議	589,334,500	468,985,500	1,703,395	0	警察本部組織犯罪対策課
※注：県補助金(補助金、交付金、負担金(会費等含む。))で、国等から県を経由し交付されるものも含む。)、県委託金、県貸付金及び県出資金の合計額						

県内の公社等外郭団体に対する総括的な問題点を指摘するため、財政規模が比較的大きい団体や、県からの財政支援等が比較的大きい団体を監査対象に選定し、監査を実施することとした。

そこで、上記表記載の 35 法人の中から、財政支援等の内容や金額を踏まえ、比較的財政規模が大きく、県経済や生活環境に及ぼす影響が著しいと考えられる団体を中心に、以下の 5 法人を監査対象として任意選定した。

- (1) 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（第 3 章）
- (2) 沖縄県環境整備センター株式会社（第 4 章）
- (3) 那覇空港ビルディング株式会社（第 5 章）
- (4) 石垣空港ターミナル株式会社（第 6 章）
- (5) 沖縄都市モノレール株式会社（第 7 章）

なお、一般財団法人沖縄美ら島財団は、財政規模、県からの財政支援等が比較的大きい団体であるが、令和 3 年度包括外部監査「指定管理者による公の施設の管理・運営について ～一般財団法人沖縄美ら島財団による管理・運営を中心に～」において、監査対象としたことから、本監査対象からは除外している。

過去の包括外部監査結果に基づく措置状況については、県のホームページ（https://www.pref.okinawa.jp/site/kansa_i/houkatsugaibu.html）に掲載されている通り、直近 1 年間では、令和 4 年 6 月 17 日付け沖縄県公報（公報第 5037 号）及び令和 4 年 9 月 30 日付け沖縄県公報（公報第 5065 号）において公開されている。

令和 4 年 6 月 17 日付け沖縄県公報（公報第 5037 号）には、平成 22 年度包括外部監査報告に対する措置、平成 28 年度包括外部監査報告に対する措置、平成 29 年度包括外部監査報告に対する措置、平成 30 年度包括外部監査に対する措置、令和元年度包括外部監査報告に対する措置及び令和 2 年度包括外部監査報告に対する措置について、それぞれ記されており、令和 4 年 9 月 30 日付け沖縄県公報（公報第 5065 号）には、令和 2 年度包括外部監査報告に対する措置について記されているが、令和 3 年度包括外部監査報告に対する措置については、一切言及されていない。

この点、那覇市においては、令和 5 年 2 月 15 日付け那覇市公報（第 1830 号）において、令和 3 年度包括外部監査報告に対する措置について公表されている。

【指摘】

過去の包括外部監査報告に対する措置を適切に実施し、措置状況について、速やかに公表すべきである。

3 具体的な監査の視点

(1) 目的、組織、収支、事業計画

ア 設立目的に沿った事業が実施されているか、事業が社会的必要性を満たしているか。

イ 団体規模と組織体制のバランスは適切といえるか。

ウ 収支状況と財務状況は適正に表示されているか、事業別収支管理は適切か。

エ 事業計画は具体的な内容となっているか、短中長期の事業計画を策定しているか、事業計画の進捗状況のモニタリングは適時適切に実施されているか。

(2) 出資

出資財産の使用・管理状況は適正か。

(3) 予算・会計

ア 予算書と決算書の科目は同一か。

イ 会計処理は適切か。

ウ 納税は適時適切に行われているか。

(4) 役員等

ア 役員等は会議に出席し、名義貸しの状態となっていないか。

イ 理事会と評議会など、別会議体が混同して実施されていないか。

ウ 外部人材を適度に登用しているか（過度に内部人材を登用していないか。）。

エ 役員等の選定理由は明確か、役員等の選任は法令・規則に則って実施されているか。

オ 県からの職員の派遣は適切か。

(5) 補助金

ア 公益性は確保されているか。

イ 交付要綱は整備されているか。

ウ 交付目的・対象事業は明確か。

エ 補助金額の算出基準は明確か。

オ 交付時期・支払方法は妥当か。

(6) 委託・請負

ア 随意契約の契約理由は明確かつ妥当か。

イ 入札の実効性は確保されているか。

ウ 再委託の適正化はなされているか。

(7) 人事・労務・人件費

ア 給与支給事務（源泉徴収を含む。）は適正か。

イ 業務量に対して人員数は妥当か。

ウ 元県職員の受け入れ及び人件費は妥当か。

エ 残業手当等の手当の計算は規程に則って適切に実施されているか。

(8) 資産管理

ア 余剰資金は効率的に運用されているか。

イ 小口現金管理は適切か。

ウ 不要な預金口座はないか。

エ 切手やはがきなど貯蔵品の管理は適切か。

オ 現物と帳簿は一致しているか。

カ 購入、廃棄、売却時の手続は規程に則って行われているか。

キ 管理番号の付与や定期的な実査等、適切な管理がされているか。

ク 遊休資産を保有していないか、使用見込みのない遊休資産は適時適切に処分されているか。

(9) 施設関連

ア 施設稼働率向上のために適切な施策を実施しているか。

イ 改修・修繕等の計画は作成されているか。

(10) 県からの貸付金、団体の債権管理

ア 貸付時の審査は貸付目的別（赤字補填、短期運転資金、設備資金など）に適切に行われているか。

イ 利率設定は適切か。

ウ 回収可能性の検討を適時適切に実施しているか。

エ 遅延損害金を請求しているか。

4 公社等外郭団体の財政支援等に関する指針について

県は、ホームページにおいて「これまで行政の肥大化を抑制し、より効率的に県民サービスの向上を図るため設立してきた公社等外郭団体の一部にあっては、経済環境の変化等により赤字の累積や業績の不振等経営が悪化し、事業遂行に支障を来している事例

があり、事業内容や効果等の見直しを行い事業の統廃合等経営の健全化に積極的に取り組むことが求められている状況にあることから、県は以下のとおり『公社等外郭団体の財政支援等に関する指針』を策定しております。」として、平成13年3月に策定された「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」を公開している。

上記指針の「第1 指針の目的・必要性」には、同指針を策定した経緯として「県としましては、これまで『公社等の指導監督要領』に基づき、公社等外郭団体の業務の適正かつ健全な発展に資するよう努めてきたところでありましたが、国においても第三セクターの設立に当たっての留意事項及び運営の指導監督等に当たっての留意事項等に係る『第三セクターに関する指針』（平成11年5月20日付け自治政第45号自治大臣官房総務審議官通知）を示したところであり、これらの諸点を踏まえ、次のとおり、公社等外郭団体の設立及び管理運営にあたっての留意事項、財政支援の基本的考え方等について取りまとめ、『公社等外郭団体の財政支援等に関する指針』として示すこととしました。」と記載されている。

もともと、上記記載の「第三セクターに関する指針」（平成11年5月20日付け自治政第45号自治大臣官房総務審議官通知）は、平成15年12月12日付けで改定（総務財経第398号）された後、平成21年6月23日付けで「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」との通知（総務公第95号）が発出されたことに伴い、既に、廃止されている。

その後、平成26年8月5日付けで「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（総務公第101号）が発出され、さらに、平成30年2月20日付けで「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（総務公第26号）が発出され、続けて、令和元年7月23日付けで「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（総務公第19号）が発出されている。

このように、国からの通知、指針の策定は、現在まで何度も更新・追加されているが、県の「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」は平成13年3月に策定されて以来、一度も改定されていない。

【指摘】

国から発出された通知、指針の内容を検討した上で、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」を実情に合わせて改定すべきである。

5 短中長期計画の公表について

県は、ホームページにおいて「県と公社等のパートナーシップの再構築を図る観点から、公社等がその設立の目的を達成するために必要な事業、経営計画等を短中長期的な視点から策定した計画を公表します。」として、公社等外郭団体がそれぞれ策定した短中長期計画を公開している。

公社等外郭団体の短中長期計画については、「公社等の指導監督要領」「10 公社等への支援内容等の公表」において公表事項として定められており、同要領「15 情報公開」においても「所管部統括監は、公社等自らが事業内容及び経営状況等を積極的に公開するよう指導するものとする。」として、公社等外郭団体による積極的な公開が求められている。

もともと、各公社等外郭団体が策定し、県のホームページにて公開されている「公社等の短中長期計画」は、その計画期間、計画内容も統一されていない。

また、「中長期計画」のみ定めており、短期計画が定められていないものや、長期間の計画しか策定されないものも見受けられる。これらは、そもそも、短期計画、中期計画、長期計画が、それぞれ、どの程度の期間であるのか、また、作成すべき計画内容について、何ら基準が示されていないことも要因と思われる。

【指摘】

県が公表すべきものと定めている短中長期計画について、短期計画、中期計画、長期計画をそれぞれ作成するよう指導すべきである。

【指摘】

県において、短期計画、中期計画、長期計画についての定義を示すなど、計画期間について一定の基準を示すべきである。

【意見】

短中長期計画について、記載すべき項目等を提示するなど、作成内容について、一定の基準を提示されたい。

第3章 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（略称：OCVB）

1 法人の概要

(1) 設立年月日

昭和47年5月8日

(2) 目的等

ア 目的

沖縄県の観光・コンベンション振興施策等に基づき、沖縄県への観光客とコンベンションの誘致促進、観光・コンベンション施設の整備等を行うことにより、観光・コンベンションの振興を図り、もって県経済の発展、県民の福祉及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

イ 事業内容

上記目的を達成するため、以下の事業を行う。

- ① 観光客・コンベンションの誘致及び受入に関する事。
- ② 観光・コンベンションの支援に関する事。
- ③ 観光・コンベンションの広報及び宣伝に関する事。
- ④ 観光・コンベンションの調査、企画及び開発に関する事。
- ⑤ 観光・コンベンション情報の収集及び提供に関する事。
- ⑥ 観光・コンベンションの人材の育成及び啓発に関する事。
- ⑦ 観光・コンベンション思想の啓蒙普及、観光地の美化及び巡回指導等に関する事。
- ⑧ 観光・コンベンション施設の整備及びその運営に関する事。
- ⑨ 国際観光・コンベンションの振興に関する事。
- ⑩ 海浜・海洋の開発及び保全事業に関する事。
- ⑪ 国・沖縄県及び市町村等からの受託事業の実施に関する事。
- ⑫ 観光・コンベンション団体との連携及び協調に関する事。
- ⑬ その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

(3) 所管課

文化観光スポーツ部観光政策課

(4) 所在地

沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター2F

(5) 基本財産と県の出資（令和3年度決算値）

ア 基本財産

1,083,765,110 円（内、県出捐金 109,150,000 円）

イ 出捐者

順位	出捐者名	出捐金（円）	比率
1	(財) アクアポリス管理財団	403,586,110	37%
2	日本船舶振興会海洋開発基金	300,000,000	28%
3	(社) 沖縄県観光連盟	158,629,000	15%
4	沖縄県	109,150,000	10%
5	(財) 沖縄県リゾート開発公社	102,400,000	9%
6	(財) 沖縄コンベンションセンター	10,000,000	1%

(6) 沿革（ホームページ等より）

昭和 29 年	(任意団体) 沖縄観光協会設立
昭和 43 年 1 月	沖縄観光開発事業団法（1967 年立法第 107 号）に基づき沖縄観光開発事業団設立
同年 8 月	那覇空港案内所設置（平成 29 年 3 月閉所）
昭和 45 年 3 月	旧海軍司令部壕を修復し、営業開始
同年 8 月	沖縄海中公園（海中展望塔）営業開始
昭和 47 年 5 月	本土復帰に伴い、財団法人沖縄県観光開発公社を設立、沖縄観光開発事業団を引き継ぐ
昭和 50 年 10 月	東京事務所設置
昭和 54 年 10 月	(財) 沖縄県リゾート開発公社と統合
昭和 62 年 9 月	沖縄コンベンションセンターの供用開始
平成 2 年 7 月	(財) アクアポリス管理財団と統合
平成 4 年 4 月	沖縄海中公園の営業を一時休止
平成 6 年 4 月	(財) 沖縄県観光開発公社と (社) 沖縄県観光連盟が統合し、(財) 沖縄ビジターズビューローが発足

平成7年1月	韓国事務所の開設
同年12月	台北事務所の開設
平成8年4月	(財) 沖縄ビクターズビューロー、(財) 沖縄コンベンションセンター及びオキナワコンベンションビューローが統合し、(財) 沖縄観光コンベンションビューロー発足、福岡事務所の開設
平成9年4月	大阪事務所の開設
同年7月	沖縄海中公園がブセナ海中公園事業所として再オープン
平成12年4月	万国津梁館の管理運営を受託
平成15年4月	沖縄フィルムオフィス設立
平成18年4月	沖縄コンベンションセンター・万国津梁館・海軍壕公園の指定管理を受託（～平成20年度）、観光人材育成センター設立
平成21年4月	沖縄コンベンションセンター・万国津梁館・海軍壕公園の指定管理を受託（～平成23年度）
平成24年1月	大阪事務所及び福岡事務所の閉所、大阪事務所を西日本事務所に名称変更（平成28年3月閉所）、沖縄コンベンションセンター・海軍壕公園の指定管理を受託（～平成26年度）
平成25年4月	財団法人から一般財団法人へ移行
平成26年2月	那覇空港国際線旅客ターミナルビル観光案内所開設（平成29年3月閉所）
平成27年4月	沖縄コンベンションセンター・海軍壕公園の指定管理を受託（～平成31年度）
平成29年3月	沖縄空手会館の指定管理を受託（～平成31年度）
平成31年3月	台北、韓国事務所の閉鎖

(7) 県の財政支援等の状況（各年度とも決算値）

（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県補助金等※	46,881,229	72,375,918	1,548,796,601
県委託金	2,311,892,624	1,570,820,154	1,175,500,107
県貸付金	0	0	0
県出資金	0	0	0
合計	2,358,773,853	1,643,196,072	2,724,296,708
県貸付金年度末残高	0	0	0
県の債務保証及び損失 補償額	0	0	0

※ 県補助金等とは、補助金、交付金及び負担金（会費等含む。）をいい、国等から県を経由し交付されるものも含む（以下同じ。）。

(8) 組織体制（R4.7.1 現在）

ア 理事及び監事

常勤理事 2名（内、県派遣1名（参事監）、県OB1名）

非常勤理事 25名（内、県職員1名（観光政策統括監））

非常勤監事 2名

イ 職員

職員総数 133名

（内訳：管理職13名、一般職120名（内、県派遣2名））

2 財務状況

(1) 財務諸表の推移

ア 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	増減
流動資産	956	893	524	△369
固定資産	2,102	1,891	1,880	△10
基本財産	1,083	1,083	1,083	—
特定資産	109	109	109	—
その他固定資産	909	698	687	△10
資産計	3,059	2,785	2,405	△379
流動負債	425	365	194	△171
固定負債	135	106	91	△14
負債計	561	471	285	△185
指定正味財産	1,083	1,083	1,083	—
一般正味財産	1,414	1,229	1,035	△194
正味財産計	2,497	2,313	2,119	△194
負債・正味財産計	3,059	2,785	2,405	△379

科目別の主な内訳と著増減内容は次のとおりである。

流動資産：現金預金 187 百万円（前期比 267 百万円減少。減少理由は当期一般正味財産 194 百万円の赤字決算のため）、未収金 329 百万円（前期比 98 百万円減少）である。

固定資産：基本財産はすべて定期預金、特定資産はすべて退職給付引当資産である。その他固定資産 687 百万円のうち 497 百万円は積立て預金である。

流動負債：未払金 174 百万円である（前期比 171 百万円減少。減少理由は受託事業自体が減少したこと、年度内精算を徹底したため）。

固定負債：すべて退職給付引当金である（前期比 14 百万円減少）。

指定正味財産：すべて寄附金である。

一般正味財産：増減内容は、正味財産増減計算書参照。

イ 正味財産増減計算書

(単位：百万円)

科目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	増減
(一般正味財産増減の部)				
経常増減の部				
経常収益	3,372	1,916	3,132	1,207
経常費用	3,348	2,100	3,317	1,217
経常増減	24	△184	△193	△9
経常外増減の部				
経常外収益	—	0	—	△0
経常外費用	4	0	—	△0
経常外増減	△4	0	—	△0
税引前増減	19	△183	△193	△10
法人税等	14	0	0	—
当期増減	4	△184	△194	△10
期首残高	1,409	1,414	1,229	△184
期末残高	1,414	1,229	1,035	△194
(指定正味財産増減の部)				
当期増減	—	—	—	—
期首残高	1,083	1,083	1,083	—
期末残高	1,083	1,083	1,083	—
正味財産期末残高	2,497	2,313	2,119	△194

(ア) 一般正味財産増減の部について

経常収益は、事業収益 1,355 百万円（前期比 413 百万円減少。事業収益の大半は受託事業収益である。主な減少は、沖縄観光国際化ビッグバン事業△230 百万円（インバウンド向け事業のため減少）、戦略的 MICE 誘致促進事業△47 百万円、沖縄観光のための感染症対策実証事業△45 百万円など）、受取補助金等 1,706 百万円（前期比 1,618 百万円増加。当期は県からのおきなわ宿泊事業者感染防止対策等支援事業 1,492 百万円の補助金あった）である。

経常費用は、事業費 3,196 百万円（前期比 1,191 百万円増加。支払助成金が 1,385 百万円増加は、上記おきなわ宿泊事業者感染防止対策等支援事業において、県内宿泊事業者に同額の補助金を交付したため）、管理費 120 百万円（前期比 26 百万円増加）である。

経常外収益、経常外費用については、特筆すべき項目はない。

(イ) 指定正味財産増減の部について

当期増減なく、特筆すべき項目はない。

(2) 財務に関する監査手続

ア 会計監査人設置について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 62 条において、会計監査人の設置義務について「大規模一般社団法人は、会計監査人を置かなければならない」と定められている。ここで、大規模一般社団法人とは、同法第 2 条において、貸借対照表の負債の額が 200 億円以上の一般社団法人となっている。

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローの令和 4 年 3 月期の貸借対照表の負債の額は 2 億円であり、会計監査人の設置義務はない。

なお、株式会社の場合、会社法の定めにより負債の額が 200 億円以上又は資本金の額が 5 億円以上の場合には会計監査人を設置しなければならないとなっており、これに照らすと、同社の令和 4 年 3 月期の正味財産残高（株式会社の資本金の額に相当）は 21 億円となっており、5 億円を超えている。

会計監査人非設置法人の場合、会計監査は監事が実施し、監査報告書を提出することになっている。一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローの監事は 2 名おり、いずれも地元金融機関の役員が非常勤で就任している。

監事監査について、業務監査については理事会に出席し法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項がないか確認している。会計監査については、事前に監査資料を郵送したうえで、本社において 1 日のスケジュールで実施している。

【意見】

法人の規模、監事の関与状況に照らすと会計監査が十分とはいいがたく、会計監査人の設置を検討されたい。

なお、この点に関し総務省発出の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」においても、「一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人は、法令に基づき会計監査人の監査を受けることが義務付けられていることに留意するとともに、それ以外の第三セクター等についても外部の監査を積極的に活用することが望ましい」と規程されている。

イ 会計単位及び経理体制について

会計単位は、実施事業等会計、その他会計、法人会計の3会計に区分されている。実施事業等会計は、国・県からの受託事業及び補助事業等に関する会計区分である。その他会計は、当社所有の海軍壕、ブセナ海中公園等からの入園料収入等に関する会計区分である。法人会計とは、収益事業の収益及び事業収益の一般管理費等を原資に、本社管理部門の経費等に関する会計区分である。

通常月は現金主義で経理処理し、決算時に発生主義で未収・未払計上している。

顧問税理士に会計ソフトの閲覧権限を付与しているため、定期的に会計処理の妥当性のチェックを受けており、誤りがあれば適宜修正している。

ウ 経理規程について

「一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー会計規程」があり、当該規程に従い運用されている。但し、以下の問題点等が散見され、見直しを検討されたい。

【意見】

「一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー会計規程」について、以下の問題点等が散見され、見直しを検討されたい。

- ・第4条：出納役と出納員に総務部長を充てるとあるが、出納員は別の担当者を充てられたい。
- ・第7条：現在、入金伝票、出金伝票、振替伝票は使用していないが、依然として伝票会計を前提とした記述となっており、見直されたい。
- ・第5章と第6章：棚卸資産、固定資産、消耗品等の記載が混在しているため、整理されたい。

・第 44 条：固定資産の減価償却について、間接償却法とあるが決算書は直接償却法となっており、見直されたい。

エ 資金関係について

現金は、日次で「現金有高表」（金種表）を作成し、帳簿残高との一致を確認しているとのことであった。往査日前日の「現金有高表」と帳簿残高について確認したが、「現金有高表」には出納役（上長）の承認印が押印されており、有高表と帳簿残高は一致しており、特段指摘すべき事項はない。

預金残高については、令和 3 年度の期末残高と銀行発行の残高証明書を比較したが、全て一致しており、特段指摘すべき事項はない。

支払方法は、主に①銀行窓口での支払、②インターネットバンキングを利用した振り込みである。①については、承認済みの支出決議書、金額記入済みの銀行預金払い戻し請求書の一致を確認した後、総務部長が銀行届出印を押印し、窓口で支払っている。銀行届出印は金庫に保管されており責任者以外は金庫を開けることは出来ない。また通帳は総務部長の鍵付き机に保管されており、持ち出し出来ない。②については、経理担当者が承認済みの支出決議書に基づき、送金リストを作成し、総務部長が内容確認後、送信ボタンを操作している。インターネットバンキングの送金処理はパスワード管理されており総務部長以外は出来ない仕組みになっている。

以上より、送金関係は内部統制が整備・運用されており、特段指摘すべき事項はない。

オ 債権管理について

令和 3 年度末の売掛金、未収金は往査日時点ですべて回収済みである。また各担当者が定期的に回収状況を確認しており、回収可能性に疑義のある債権は確認されなかった。

カ 切手、収入印紙について

収入印紙については受払簿により枚数管理されているが、切手については使用明細のみとなっており枚数管理されていない。切手についても枚数管理し、定期的に受払簿と現物の照合をされたい。

【意見】

切手についても枚数管理し、定期的に受払簿と現物の照合をされたい。

キ 固定資産について

令和3年度末の帳簿残高と固定資産台帳の一致を確認した。年度末に担当者が固定資産台帳と現物との照合を実施しているとのことであったが、照合した資料は残していない。後日の検証に備え、照合した証跡を残されたい。

【意見】

後日の検証に備え、固定資産台帳と現物との照合を実施した証跡を残されたい。

ク 各種引当金について

退職給付引当金は「一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー職員退職手当規程」に従い、期末自己都合要支給額を引当計上している。根拠資料を閲覧したが、特段指摘すべき事項はなかった。

賞与引当金計上は未計上であった。賞与の支給対象期間は、12月～6月→6月支給、6月～12月→12月支給である。12月から3月までの4か月分については、期間損益計算適正化の観点から決算時に賞与引当金の計上を検討されたい。

【意見】

12月から3月までの4か月分については、期間損益計算適正化の観点から決算時に賞与引当金の計上を検討されたい。

ケ 予定価格の積算方法について

県が発注するOCVBへの外部委託契約に関し、予定価格算定のための根拠資料を閲覧したところ、直接人件費の積算においてOCVBのプロパー社員が従事する直接人件費が計上されていなかった（計上されていた直接人件費は、当該事業に直接従事すると見積もられた嘱託職員の給与のみであった。）。

この点に関し、プロパー社員従事分を直接人件費に計上していない理由を県担当者に確認したところ、次のような回答であった。

〈回答〉

ソフト交付金（沖縄振興一括交付金）における人件費の取扱いについて、平成 27 年度に国から県に対し、「OCVB のように、県行政の補完的組織として設立・運営されてきた組織に対して事業を委託する場合においては、法人の本来業務と委託事業の内容が重複することは当然起こり得るものであり、さもすれば、委託費についても、委託契約に基づく対価的性格ではなく、助成的性格に類するものであると捉えられかねず、会計検査院等からソフト交付金の使途として適当であったのか等の指摘を受ける恐れもあり、OCVB への委託事業に限らず各委託事業において、正規職員人件費を交付対象外とするなどの改善策を実施していただきたい。」との指摘を受けた。

そのため、県では平成 28 年度から、OCVB に対して事業を特命随意契約で委託する場合については、正規職員人件費を交付金事業の対象外とした。

この取り扱いにより、県では、OCVB と特命随意契約で事業を委託する場合は、直接事業を担当する専任嘱託員の人件費を見積し、正規職員の人件費は直接人件費の見積額に算定していない。

確かに、OCVB は県行政の補完的組織として設立・運営されてきた組織ではあるが、関連するすべての事業を特命随意契約で委託している訳ではない。令和 1 年度に実施された沖縄コンベンションセンターに係る指定管理者の選定（プロポーザル方式）では、OCVB は指定管理者に指定されていない。このことから OCVB は地方公共団体から独立した事業主体として取り扱われていることが伺える。

以上のことから、予定価格積算に際し、プロパー社員従事分を直接人件費に計上することを検討されたい。

【意見】

予定価格積算に際し、プロパー社員従事分を直接人件費に計上することを検討されたい。

なお、総務部財政課作成の「当初予算見積基準表」においても、「正職員と同等以上または一定の経験がある者を臨時雇用する場合は直接人件費に計上し……」と規定されており、正職員の従事する直接従事分は当然に直接人件費を構成することが前提となっている。

3 業務委託契約に関する監査結果

(1) 令和3年度の業務委託内容

令和3年度において、県がOCVB（OCVBを構成員とするコンソーシアムを含む）に発注した業務委託は、以下①～⑬に掲げる15事業である。なお、⑤及び⑩事業については、OCVB単独ではなく、コンソーシアムとして受注している。

<p>① 令和3年度 離島観光活性化促進事業（OCVB）</p> <p>契約日：R3.4.1</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：60,841,000円</p> <p>事業目的：</p> <p>沖縄21世紀ビジョン基本計画の基本施策として掲げている「離島の特色を活かした産業振興と新たな展開」「世界水準の観光リゾート地の形成」を実現するため、外部環境やターゲット市場の分析を行いながら、県内離島を戦略的にPRすることにより、県内離島観光への誘客強化ひいては沖縄観光の魅力の多様化及び高付加価値化につなげる。</p>
<p>② 令和3年度 教育旅行推進強化事業</p> <p>契約日：R3.4.1（変更契約日：R3.10.8）</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：77,682,000円（変更後の金額：154,970,000円）</p> <p>事業目的：</p> <p>沖縄への修学旅行は、沖縄観光における重要な分野であるが、新幹線の新規開業、航空機材の小型化等、修学旅行を取り巻く状況は厳しいものとなっている。このことから、国内修学旅行市場の変化等に対応し、県外からの修学旅行を安定的に確保するため、新たな取り組みを含む各種事業を実施する。あわせて、海外からの教育関係旅行について、将来的な需要開拓を見据え、誘致活動及び受入体制整備に取り組む。</p>
<p>③ 令和3年度 国内需要安定化事業</p> <p>契約日：R3.4.1（変更契約日：R3.12.24）</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：242,782,000円（変更後の金額：266,982,000円）</p> <p>事業目的：</p>

<p>新型コロナウイルス感染等の拡大により影響を受けた沖縄観光の早期回復を図り、国内からの観光客誘致の安定的な基盤を形成するため、ターゲット別プロモーションの全国展開や、直行便就航地を中心とした地方都市におけるプロモーションを展開するとともに、沖縄未経験者の新規需要開拓等を実施し、新規路線就航や既存路線の増便等路線拡大を促す。</p>
<p>④ 令和3年度 フィルムツーリズム推進事業</p> <p>契約日：R3.4.1</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：26,389,000円</p> <p>事業目的：</p> <p>映画・テレビなどのメディアを通して、沖縄の美しい自然や独特の歴史・文化、物産等を組み込んだ映像を発信することにより、沖縄の露出度を高め、沖縄への誘客を促進する。</p>
<p>⑤ 令和3年度 観光人材育成・確保促進事業（コンソーシアムとして受注）</p> <p>契約日：R3.5.26</p> <p>履行期間：R3.5.26～R4.3.31</p> <p>委託金額：47,032,000円</p> <p>事業目的：</p> <p>沖縄21世紀ビジョン基本計画の基本施策として掲げている「世界水準の観光リゾート地の形成」の実現に向けて、国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材の育成・確保を目的として、観光関連事業等の社員等に対する階層別研修やオンラインセミナーを実施する他、インターンシップ生等の受入支援を実施する。</p>
<p>⑥ 令和3年度 観光危機管理体制構築支援事業</p> <p>契約日：R3.4.1</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：16,898,000円</p> <p>事業目的：</p> <p>地震や津波、航空機事故、感染症等の危機が起こった場合に、観光客の安全・安心を確保するとともに、観光産業への影響を最小限に留めることを目的として、国、市町村、地域観光協会、観光業界等と連携し、観光危機管理に関</p>

<p>する取組を県内各地に普及、拡大させるための事業である。令和3年度は「沖縄県観光危機管理基本計画」及び「同実行計画」を踏まえ、市町村、地域観光協会、観光業界等と連携し、より実効性のある観光危機管理体制の構築を更に推進する。</p>
<p>⑦ 令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業</p> <p>契約日：R3.4.1（変更契約日：R3.10.8）</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：350,319,000円（変更後の金額：268,883,000円）</p> <p>事業目的：</p> <p>新型コロナウイルス感染等の拡大により影響を受けた沖縄観光の早期回復を図り、外国人観光客200万人（空路）の実現に向けて国際観光地沖縄の基礎的需の創出を図るため、航空路線の誘致や知名度向上、受入体制の構築等を行う。具体的には、①長期間運休している国際線の復便及び航空路線の拡充を図るため定期便・チャーター便への支援、②知名度向上を図るための映像コンテンツ制作、③特定地域に偏らない国際観光地を目指し、重点市場に加え、東南アジアや欧米豪ロシア等での旅行博への出展、沖縄セミナー開催等のプロモーション活動等を実施する。</p>
<p>⑧ 令和3年度 沖縄観光受入対策事業</p> <p>契約日：R3.4.1</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：16,759,000円</p> <p>事業目的：</p> <p>観光客の安全確保のため、観光客向けの安心安全ガイドの作成や台風時における安全対策を実施する等、安全・安心な観光地づくりを推進する。また、「観光の日・観光月間」の普及啓発を通して、県民の観光産業に対する理解及び関心を深めるとともに、観光客受入気運を醸成し、観光客の受入体制の強化を図る。</p>
<p>⑨ 令和3年度 沖縄観光誘致対策事業</p> <p>契約日：R3.4.1</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：86,443,000円</p>

事業目的：

新型コロナウイルス感染等の拡大により影響を受けた沖縄観光の早期回復を図り、「沖縄県観光振興基本計画」の目標フレームの達成に向け、「ビジットおきなわ計画」で示された各戦略を展開するため、観光関係業界・団体と一体となって、観光キャンペーンやメディアを活用した広報宣伝をはじめとする各種観光宣伝事業を展開する。また、外国人観光客の誘客及び受入を促進するため、国の実施する「ビジット・ジャパン事業」等を実施する。さらに、観光客の継続的・安定的誘致を図るため、旅行者ニーズに合った現地情報等の県外・国外に向けた発信等に取り組む。

⑩ 令和3年度 観光2次交通機能強化事業（コンソーシアムとして受注）

契約日：R3. 8. 11

履行期間：R3. 8. 11～R4. 3. 25

委託金額：42,460,000円

事業目的：

本県においては、観光客の約6割がレンタカーを利用する一方で、主要な公共交通である路線バスの利用割合は約1割と低く、過度なレンタカー利用に起因する那覇空港やその周辺の混雑などの課題が生じていることから、観光客の公共交通利用を促進する必要がある。また、コロナ禍においては、公共交通においても、新しい生活様式への対応が求められている状況がある。そのため、主に那覇空港を発着又は経由する観光客の利用が多い路線バスにおいて、コンタクトレス決済信用端末の導入に係る実証実験を実施するとともに、観光客の動態データの取得・分析を実施し、公共交通の利便性向上を図る。

⑪ 令和3年度 クルーズ船プロモーション事業

契約日：R3. 4. 1（変更契約日：R3. 10. 8）

履行期間：R3. 4. 1～R4. 3. 31

委託金額：75,376,000円（変更後の金額：54,955,000円）

事業目的：

新型コロナウイルス感染等の拡大により影響を受けた沖縄観光の早期回復を図り、誘客、受入双方の視点から「安全・安心なクルーズ旅行」のイメージ訴求を図るとともに、寄港再開に向けて段階的なセールスプロモーションを展開

<p>し、with コロナ時代の受入体制を実現することで、本県クルーズ市場の回復、再生に向けた取り組みを推進する。</p>
<p>⑫ 令和3年度 戦略的 MICE 誘致促進事業</p> <p>契約日：R3.4.1（変更契約日：R3.11.11、R4.1.14）</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：238,500,000 円（最終変更後の金額：147,864,000）</p> <p>事業目的：</p> <p>沖縄 MICE 振興戦略に基づき、国内外での誘致・プロモーション活動を強化するとともに、沖縄 MICE ネットワークなど MICE の誘致活動や受入体制の整備、専門人材の育成等に取り組む。特に、産業界や大学、市町村等との連携体制を強化し、沖縄全体で MICE を誘致し、受入れる仕組みを構築することにより、離島も含めた全県的な MICE 振興を図るとともに、国際的な MICE 開催地としての地位を確立することを目的とする。また、令和3年度は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の流行により、大幅に減少した MICE 開催を取り戻すため、短期に誘致可能な、ミーティング・インセンティブを中心とした誘致活動を実施する。</p>
<p>⑬ 令和3年度 観光誘致対策事業（MICE 推進課）</p> <p>契約日：R3.4.1</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：15,160,000 円</p> <p>事業目的：</p> <p>沖縄 MICE 振興戦略に基づき、離島も含めた全県的な MICE 振興を図るとともに、MICE 開催地としての沖縄の認知度向上を図るため、戦略的 MICE 促進事業と連携し、国内外において MICE 主催者や学会、各種団体のほか旅行会社に対する MICE 誘致・広報活動を展開する。さらに、MICE 主催者や旅行会社等の MICE 関連事業者等に対して支援を行う。令和3年度は、コロナ禍の中、早期の需要回復が見込まれる国内市場におけるミーティング(M)とインセンティブ(I)市場を中心に活動を行うとともに、海外市場においても MICE 開催動向等情報収集に努め、引き続き沖縄での MICE 開催に向けた取り組みを推進する。</p>
<p>⑭ 令和3年度 スポーツツーリズム戦略推進事業（スポーツ観光誘客促進事業）</p> <p>契約日：R3.4.1（変更契約日：R3.10.8）</p>

履行期間：R3. 4. 1～R4. 3. 31

委託金額：54,544,000円（変更後の金額：104,544,000円）

事業目的：

沖縄の年間を通じて温暖な気候とスポーツ資源を活用した、スポーツツーリズムの普及・定着を図るため、県内で実施されているスポーツイベントや、本件のスポーツ環境の魅力や優位性を県外・国外へプロモーションすることで、本県の観光誘客を促進するとともに、沖縄におけるスポーツを通じた「稼ぐ力」を引き出し、スポーツアイランド沖縄の形成を図る。

⑮ 令和3年度 未来の産業人材育成事業

契約日：R3. 4. 1

履行期間：R3. 4. 1～R4. 2. 28

委託金額：14,562,000円

事業目的：

沖縄県は雇用情勢を全国並みに改善するため、沖縄県産業・雇用拡大県民運動を展開し、県民が働きがいのある仕事に就けるよう、多様な雇用の場の創出や様々な就業支援に取り組んできた。これまで、雇用情勢改善の一方で、観光リゾート産業や情報通信産業等の本県の優位性を生かせる分野等においては、雇用のミスマッチや人材不足が課題となっていた。昨今では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県内のほとんどの産業が深刻な影響を受け、将来の見通しが不透明な状況となっている。本事業では、沖縄の産業界の未来を担う子ども達に、中長期的な視点で、県内の主たる産業の業界理解を促し、早期からの興味関心を育て、雇用に課題を抱える産業分野等に人材の輩出を図る。

(2) 特命随意契約について

ア 令和3年度のOCVBとの随意契約状況

県のホームページにおいて公開されている「県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票（令和3年度）：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー」（https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/gyokaku/gyokan/documents/documents/14_r4_ocvb_zuikai.pdf）によると、上記(1)①～⑮の15事業の内、「⑮令和3年度未来の産業人材育成事業」を除いた14事業が随意契約によるものであった。

また、随意契約を締結した上記(1)①～⑭の14事業の内、「⑤令和3年度観光人材育成・確保促進事業」及び「⑩令和3年度観光2次交通機能強化事業」の2事

業はプロポーザルであるが、それ以外の 12 事業はすべて OCVB との 1 者随契（特命随意契約）であった。

イ 随意契約に関する法令等の規定

地方自治法 234 条 1 項及び同条 2 項は、地方自治体による契約の締結に関し、以下のように定めている。

（契約の締結）

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

ここで、同条 2 項における「政令で定める場合」として、同法施行令 167 条の 2 第 1 項は以下のように定められている。

（随意契約）

第 167 条の 2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（以下略）

すなわち、地方自治体による契約は原則として一般競争入札によるべきとされており、随意契約を締結できる場合は限定的である。

県と OCVB との間で特命随意契約を締結した 12 事業については、全て、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号にいう「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとされている。

『逐条 地方自治法 第9次改訂版』（学陽書房、松本英昭著）には、「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして、以下の事例が挙げられている（同 924 頁）。

- ア 普通地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき
- イ 運送又は保管をさせるとき
- ウ 農場、工場、学校、試験所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき
- エ 非常災害による罹災者に普通地方公共団体の生産に係る建築材料を売り払うとき
- オ 罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき
- カ 外国で契約するとき
- キ 学術又は文化、芸術等の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき
- ク 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき
- ケ 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造をさせ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき
- コ 公債、債券又は株式の買入れ又は売払いをするとき

最高裁は、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号にいう「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」の該当性につき、以下の通り判断している（最判昭和 62 年 3 月 20 日民集第 41 卷 2 号 189 頁）。

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは……不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定

することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も……該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。

ウ 12 事業の業務委託に関する県の取り扱い

上記 12 事業については、県が策定している「沖縄県随意契約ガイドライン」（平成 27 年 3 月 16 日施行）における「5 随意契約の適用基準」「(2) 契約の性質・目的が競争入札に適しないとき（令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号関係）」のうち、「⑩契約の目的物に特殊な性質があり、若しくは契約に特別の目的があることにより、特定の者でなければ納入できない場合、又は特殊の技術等を必要とする場合」「オ その他、契約の目的又は性質から、契約を履行できる者が特定されるもの」として処理されている。

上記「沖縄県随意契約ガイドライン」「5 (2) ⑩ オ」に該当するものとしては、以下の事例が挙げられている。

- ・ 国の許可を受けた唯一の法人と、料金後納郵便に係る契約を締結する場合
- ・ 保育士登録を行う全国唯一の期間である法人に登録事務を委託する場合
- ・ 検案又は解剖を必要とする死体等の搬送を専門業者に委託する場合

上記 12 事業について、県が OCVB との間で特命随意契約を行う理由としては、概ね共通しており、以下のような事項が挙げられている。

- ・ OCVB は、観光庁から、観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、戦略的に観光地域づくりを実施するための調整機能を備えた法人で

あり、「観光地域づくり法人（広域連携 DMO）として県内で唯一登録されている法人であり、戦略的に観光地域づくりを実施できる唯一の団体である。

- ・本業務は、民間の観光事業者が提案する企画（各種メディア・プロモーション等）の選定や民間の観光事業者が実施する事業への支援などを行うため、事業者選定等にあたり、公平・中立な立場で民間の観光事業者と接する必要がある（受託者は、競争関係にある競合他社の企画内容及び予算執行管理体制などの状況を知りうる立場となる。）。
- ・本業務は、航空会社、旅行会社、観光施設、ホテル、その他の観光事業者と様々な連携を行うため、県内観光事業者全般にわたる人脈などのネットワーク及び情報共有体制が整備されている必要がある。
- ・本業務は、国内外からの旅行を安定的に確保することを目的としており、県の観光施策に基づき、全県的な視点に立った事業の実施が求められる。
- ・OCVB は、長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組むなど、観光に関する知識・ノウハウを有しており、また、多数の県内観光事業者等を賛助会員とし、定期的に観光事業者等と連絡会議を行うなど、観光業界に広いネットワークを有し、観光業界に関する多大な情報量を持つ団体である。

ここで、観光地域づくり法人（DMO：Destination Management/Marketing Organization）とは、「地域の『稼ぐ力』を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する『観光地経営』の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人」として定義されている（観光庁ホームページ）。

観光地域づくり法人は、その役割・目的、ターゲットなどに応じて、広域的なエリアから小規模なエリアまで、様々な単位のエリアをマーケティングしマネジメントすることが想定されており、観光庁では、「広域連携 DMO」、「地域連携 DMO」、「地域 DMO」の 3 つの区分を設け、国（観光庁長官）による登録制度を設けている。令和 4 年 10 月 28 日時点において、「広域連携 DMO」10 件、「地域連携 DMO」103 件、「地域 DMO」142 件が登録されており、沖縄県において「広域連携 DMO」として登録されているのは OCVB のみである。

OCVB との間で特命随意契約を締結したのは、①離島観光活性化促進事業、②教育旅行推進強化事業、③国内需要安定化事業、④フィルムツーリズム推進事業、⑥観光危機管理体制構築支援事業、⑦沖縄観光国際化ビッグバン事業、⑧沖縄観光受入対策事業、⑨沖縄観光誘致対策事業、⑩クルーズ船プロモーション事業、⑫戦略的 MICE 誘致促進事業、⑬観光誘致対策事業（MICE 推進課）、⑭スポーツ観光誘客促進事業の 12 事業であり、いずれも、全県的な視点に立って、安定的な観光客を確保する目的を有するものであり、民間事業者への支援業務や観光関係団体との連携等も含んでいることからすると、前記随意契約理由は一定の合理性が認められる。

エ 令和元年度包括外部監査指摘と県の措置状況

OCVB との特命随意契約のあり方については、県の令和元年度包括外部監査結果報告「観光振興関連の施策及び事業に係る事務の執行について」（以下「令和元年度包括外部監査報告」という。）に、以下のような監査指摘がなされている。

【沖縄観光コンベンションビューローのあり方について】

平成 30 年度に特命随意契約により委託した事業のうち 2 件について、平成 31 年度は公募に付されて委託に至ったとの事実からは、県が安易に「他に契約を履行できる団体はない」と判断していたことが分かる。

これに対して、県が実施した措置として、以下の公表がなされている。

カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業及び観光産業実態調査事業については、継続的に OCVB と随意契約を適用してきたところであるが、契約環境の変化により、OCVB 以外の他の法人と契約が可能と判断したことから、平成 31 年度は公募に転換したところである。今後とも安易な特命随契とならないよう、継続的に特命随契を実施する事業については、市場の動向を注視しながら公募への転換を図っていく（R3. 6. 18 沖縄県公報第 4943 号）。

また、令和元年度度包括外部監査結果報告において、以下の監査指摘がなされている。

【沖縄観光コンベンションビューローのあり方について】

①特命随意契約の問題点 平成 30 年度における OCVB との契約のうち、少なくとも 2 件は特命随意契約とすべき状況になかったことが明らかである。特に、複

数年度にわたり特命随意契約を締結してきた事業においては、従来の契約方法が踏襲されてきた実態が明らかであり、平成 24 年度の包括外部監査報告書における指摘を受けて、契約事務が未だに改善されていない。

これに対する県が実施した措置として、以下の通り公表されている。

包括外部監査の指摘を受けて改善に取り組み、令和 3 年 3 月に「沖縄観光コンベンションビューローとの随意契約に関する取扱いについて（平成 27 年 3 月）」を改正し、これまでの適用条件（業務内容が県全体の観光関連団体及び観光関係業者を統率する役割及び全県的ネットワークを有することが必要とされる場合であること、業務内容が民間事業者への支援を含むため、公平・中立的立場で業務を執行することが求められる場合であること）に加えて、1. OCVB が持つ広域連携 DM0 (Destination Management Organization / 観光地域づくり法人) としての役割を踏まえた委託業務となっているか、2. 契約を取り巻く環境の変化による公募の可能性がないか、を検討することとした。これに基づき、国内プロモーションなどの全国的な取組が必要とされる事業については、（観光地域づくりの司令塔役を期待される本県唯一の広域連携 DM0 として）これまで通り OCVB と特命随意契約を行い事業を実施していく（R4. 6. 17 沖縄県公報第 5037 号）。

すなわち、県としては、全県的ネットワークを有することが必要とされるような事業、民間業者への支援を含む事業、観光地域づくりの司令塔役を期待されるような事業については、従前通り、OCVB と特命随意契約を締結する方針であるが、「契約を取り巻く環境の変化による公募の可能性がないか」について、随時検討しているとのことである。

県所管課に確認したところ、県と OCVB との随意契約に関し、以下の見解が示されている。

毎年、文化スポーツ部随意契約検討会議を開催し、事業毎に公募の可能性を検討しており、令和 3 年度は「外国人観光客受入体制構築事業」、「インバウンド医療体制受入体制整備事業」、「観光人材育成・確保促進事業」、「旅行者専用相談センター沖縄運営事業」の 4 事業が特命随意契約から公募へと移行した。令和 4 年度は、沖縄観光受入対策事業の細事業「観光の日・観光月間推進事業」を切り分けて特命随意契約から公募へ移行した。

もともと、県の観光施策（例えば、令和4年7月に策定した「第6次沖縄県観光振興基本計画」において、沖縄観光の目指す将来像として「世界から選ばれる持続可能な観光地」と定められていること等）からすると、県の観光施策に関する委託事業において、全県的ネットワークを必要としない事業や、観光地域づくりの司令塔役を不要とする事業は想定し難く、OCVBへの随意契約の割合は依然として高いものと考えられる。

そうすると、上記県の方針は、ともすれば、過去の包括外部監査の「複数年度にわたり特命随意契約を締結してきた事業においては、従来の契約方法が踏襲されてきた実態があり、安易に特命随意契約を締結するのではなく、公募への転換を図るべきである」との指摘にそぐわないものとなりかねない。

県が公表している「県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票」によると、過去4年のOCVBに対する委託事業に関する随意契約状況は以下の通りである。

年度	随意契約の数	うち1者随契	プロポーザル	再委託の有無
平成30年度	15	15	0	15
令和元年度	14	14	0	13
令和2年度	22	20	2	21
令和3年度	14	12	2	14

上記の通り、県がOCVBに発注した業務委託のうち、プロポーザルの結果、随意契約となったものが、令和2年度以降、各2件認められるものの、令和3年度の業務委託15事業のうち、8割に当たる12事業が特命随意契約であることからすれば、OCVBとの随意契約の割合は依然として高く、看過することはできない。

オ OCVBとの随意契約の契約金額について

令和3年度の特命随意契約である12委託事業（上記(1)記載の①～⑮の事業のうち、⑤⑩⑮を除いた12事業）については、平成28年度から令和2年度までの過去5年間においても、継続的に同一事業名の業務委託がなされており、これらが全て特命随意契約によってなされている。これらの契約額の推移は以下の通りである

（「県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票（平成28年度）～（令和3年度）：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー」）。

委託業務名	契約額 (単位：千円)					
	R3 年度	R2 年度	R1 年度	H30 年度	H29 年度	H28 年度
①離島観光活性化 促進事業	60,841	61,360	138,589	101,896	192,218	194,591
②教育旅行推進強 化事業	154,970	77,682	118,855	104,436	162,923	174,000
③国内需要安定化 事業	266,982	115,961	252,201	271,245	531,564	600,000
④フィルムツーリ ズム推進事業	26,389	23,013	58,417	52,942	160,324	221,043
⑥観光危機管理体 制構築支援事業	20,000	20,053	24,146	23,086	33,053	25,000
⑦沖縄観光国際化 ビッグバン事業	350,319	767,841	806,507	818,089	966,551	1,092,813
⑧沖縄観光受入対 策事業	16,759	28,195	36,580	35,110	38,266	37,320
⑨沖縄観光誘致対 策事業	86,443	81,618	107,934	117,961	116,211	121,760
⑩クルーズ船プロ モーション事業	75,376	75,376	72,252	50,099	78,830	95,271
⑫戦略的 MICE 誘 致促進事業	147,864	216,013	358,199	278,686	418,270	281,000
⑬観光誘致対策事 業 (MICE 推進課)	15,160	19,629	7,540	7,540	9,715	10,768
⑭スポーツ観光誘 客促進事業	104,521	54,517	68,122	68,189	91,344	111,450

また、「委託事業に係る県と公社等との随意契約状況（令和3年度）総括表」を見ると、35 公社等外郭団体のうち、県と随意契約を締結しているのが 22 団体あり、その総額は 4,320,884,000 円に上る。随意契約の額が最も多い団体は、OCVB が

1,415,116,000円、次いで（公財）沖縄県産業振興公社が522,862,000円、三番目に沖縄県土地開発公社が408,612,000円であった。

OCVBに対する随意契約の委託金額が14億円を超えており、県の公社等外郭団体に対する随意契約金額総額の約33%を占めていることからすると、発注した委託事業について、一層、公募への移行を検討することが望まれる。

【意見】

OCVBに発注した委託事業について、一層、公募への移行を検討されたい。

カ OCVBが受注した事業の再委託について

OCVBが受注した各事業においては、業務内容の多くが再委託業務として、別途委託されている。県は、各事業の契約書及び仕様書において、一括再委託及び契約金額の50%を超える業務についての再委託を禁止しているものの、禁止されているのは、あくまで再委託1件について契約金額の50%を超える場合であって、再委託金額総額について規制されているわけではない。

OCVBとの間で特命随意契約を締結した各事業について、県の予算執行伺では、支払方法として「業務の性質上多額の現金払いが想定されるため、OCVBの財源で立て替えることは困難である。よって、業務を円滑にするためにも一定の概算払いを行う」旨記載されており、OCVBが別途、多岐にわたる再委託業務を発注することを前提としている。そして、県が委託した各事業の契約書には、OCVBに対し、契約金額の9割を上限とする概算払いを認める旨の条項が定められている。

そうすると、上記12事業の業務内容の全てについて、OCVBと特命随意契約を締結する必然性はなく、12事業の各事業内容を細分化した上で、OCVBを通さず、別途、一般競争入札等によって発注することが可能な業務もあるものと思われる。

【意見】

仮に、OCVBが関わるべき事業であったとしても、OCVBは多岐にわたって再委託業務として民間業者に発注しているのであるから、OCVBが再委託業務として発注している業務について、別途、県が一般競争入札や公募等によって発注することはできないのか等について検討されたい。

(3) 事業の継続について

前記の通り、12事業について、県はOCVBとの間で特命随意契約を締結しているが、当該事業については、平成28年度～令和2年度においても、継続的に実施されてきている。

そのため、同一事業について、安易に継続的に事業を展開しているのではないか、事業そのものの必要性等について、検討する必要がある。

この点、県は、事業の成果指標について、「沖縄県では、『沖縄21世紀ビジョン基本計画』（平成24年5月策定、平成29年5月改定）の着実な推進を図るため、Plan(計画)、Do(実施)、Check(検証)、Action(改善)のいわゆるPDCAサイクルを導入し、毎年度、検証や改善を継続的に行い、この結果を取組に反映させることにより、施策の評価にとどまらず、効果的な推進を図ることとしております。」として、毎年度のPDCA実施結果をホームページにて公開している。

(https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/pdca/pdca_summary.html)

また、県は「沖縄県PDCAにおける主な取組の検証・施策の総括実施要領」を策定し、検証等の時期について「原則として、前年度末までの実績について、毎年度夏頃を目途に検証等を実施するものとする」と定めている。

もともと、上記ホームページにて公表されている直近の沖縄県PDCA実施結果は、「対象年度：令和2年度」（各事業の実施自体は令和元年度）のものであり（更新日：2022年2月18日）、令和3年度の実施状況については未だ公表されていない。上記「沖縄県PDCAにおける主な取組の検証・施策の総括実施要領」に定めている通り、前年度の委託事業については、毎年度の夏頃までに検証等を実施し、翌年度の予算編成等に活用できるよう、スケジュールを組み立てるべきである。

そうすると、令和2年度の委託事業については、令和3年度夏頃までに検証等を実施し、令和4年度の予算編成等に活用すべきであり、遅くとも令和3年度末には公表されるべきである。同様に、令和3年度の委託事業については、令和4年度夏頃までに検証等を実施し、令和5年度の予算編成等に活用すべきであり、遅くとも令和4年度末には公表されるべきである。

しかし、上記の通り、現在公表されているのは令和2年度の実施結果までであり、令和4年度はおろか、令和3年度の実施結果の公表もされていない。

【指摘】

沖縄県 PDCA 実施結果について、「沖縄県 PDCA における主な取組の検証・施策の総括実施要領」に定めている通り、前年度の委託事業については、毎年度の夏頃までに検証等を実施し、翌年度の予算編成等に活用すべきであり、遅くとも、検証等を実施した年度の 3 月末までには公表すべきである。

上記沖縄県 PDCA 実施結果「対象年度：令和 2 年度」において、県が OCVB に発注した各事業については、順調ないし概ね順調と評価されている。

もともと、令和元年末頃から始まった新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、観光客は激減したため、令和 3 年度の事業については、従前の事業内容から大きく変更することを余儀なくされている。

そのため、従前の同一事業内容と単純に比較検討することはできないが、今後も安易に継続的に事業を展開することなく、事業そのものの必要性等について、検討することが望ましい。

【意見】

OCVB に発注している事業（特に特命随意契約を締結している 12 事業）について、PDCA 実施結果を踏まえて、今後も安易に継続的に事業を展開することなく、事業そのものの必要性等について検討されたい。

(4) 再委託について

ア 「再委託の適正化に係る通知」について

県は、「再委託の適正化に係る通知」（平成 27 年 2 月 16 日総務部財政課）を策定し、以下の通り、「再委託の制限」について定めている。

再委託は、契約の競争性、公平性、信頼性が適切に保持されることを前提として、当該委託業務の履行が確保される場合に限り、必要最小限の範囲でこれを行わせるものとする。ただし、契約の競争性、公平性、信頼性の保持の観点から、以下に該当する業務の再委託を原則として禁止する。

(1) 一括再委託等

委託先が、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは、いわゆる「丸投げ」として契約の合理性・経済性に疑念を生じる恐れがあるため、これを原則禁止する。

また、委託業務を分割し、その全部を第三者に再委託することも同様とする。

(2) 契約の主たる部分の再委託

委託業務の成否に密接に関わる業務など、委託先に履行させる必要がある業務については、再委託を原則禁止する。

契約の主たる部分とは、委託業務の契約金額の 1/2 を超える業務、委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務及び委託先を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務を言うものとする。

(中略)

(3) 相互供給・一括再々委託

委託先が当該契約の競争入札参加者に業務の再委託を行うことは、入札参加者同士が相互に役務・物品等を供給する「相互供給」にあたり、契約手続の競争性等の観点から社会通念上不適切とされていることに鑑み、これを原則禁止する。

また、契約担当課は、以下の視点により再委託の適否を確認するものとされている。

(ア) 「一括再委託」「契約の主たる部分の再委託」又は「相互供給」に該当しないこと。

(イ) 再委託を行う合理的な理由及び必要性が適切に説明されていること。

(ウ) 再委託先の業務履行能力に問題がないこと。

- ・業務の履行に必要な人員・技術・設備等を備えていること。
- ・期限内に業務を完遂できること。
- ・業務品質及び成果が適正に保持されること。

(エ) 再委託先が「指名停止措置を受けている者」「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」等不適切な者に該当しないこと。

(オ) その他、業務の適正な履行に支障をきたす恐れがないこと。

イ OCVB に対する業務委託に関する再委託制限

令和3年度のOCVBに対する、前記①～⑮の事業の業務委託契約においては、全て再委託の制限に関し、以下のような規定（以下、本章において「再委託制限条項」という。）が置かれている。

第●条（再委託の制限等）

乙（受託者・OCVB）が契約の履行に伴い第三者から役務の提供を受ける（以下「再委託」という。）ときには、当該委託業務の履行が確保される場合に限り、必要最小限の範囲でこれを行わせるものとする。ただし、以下に該当する業務の再委託を原則として禁止する。

- (1) 乙が契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせること。
 - (2) 甲（委託者・県）が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行について、乙が第三者に委任し、又は請負わせること。
 - (3) 本契約の入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に、乙が契約の履行を委任し、又は請負わせること。
- 2 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 3 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない。
- 4 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（後略）

上記再委託制限条項の通り、OCVBは再委託する場合において、一括再委託は禁止であり（再委託制限条項1項1号）、指名停止業者や暴力団関係者らへの再委託も禁止されており（同1項3号）、これらについて、OCVBと再委託先は書面で契約する必要がある（同3項）。

また、OCVB（再委託承認申請者）が再委託を行う場合には、上記再委託制限条項2項に基づき、県に対し、再委託承認申請書を提出する必要がある。そして、令和3年度のOCVBに対する、前記①～⑮の事業の業務委託契約においては、県は、OCVBから再委託承認申請に対し、再委託先に関し、概ね、以下のような「再委託の条件」を付した上で、当該再委託を承認している。

- ・申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。
- ・申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。

すなわち、OCVBの再委託先が、再々委託する場合において、一括再々委託は禁止され、指名停止業者や暴力団関係者らへの再々委託も禁止されている。そして、前記再委託制限条項3項に基づき、これら再々委託の禁止内容について、OCVBと再委託先は書面で契約する必要がある。

そして、県の再委託承認後、OCVBは、上記再委託制限条項3項に基づき、再委託先との間で業務委託契約書（以下「再委託契約書」という。）を作成しており、当該再委託契約書において、「乙（再委託先）は、委託業者の全部を第三者に再委託してはならない」として再々委託禁止条項を設けるか、以下のような制限条項（以下「再々委託制限条項」という。）を定めている。

第●条（再委託）

1 乙（OCVBからの再委託先）は、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲（OCVB）の書面による事前の承認を得た場合は、委託業務の一部について再委託することができる。再委託者の資格については、次の各号の規定に準じるものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者。

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

(後略)

前記の通り、県からの「再委託の条件」として、OCVBの再委託先が再々委託する場合において、一括再々委託は禁止され、指名停止業者や暴力団関係者らへの再々委託も禁止されており、これら「再委託の条件」について書面で契約する必要がある。もっとも、上記再々委託制限条項では、「再委託の条件」が明確に記載されていない。

ここで、地方自治法施行令第167条の4第1項は、以下のように定めている。

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律32条1項各号に掲げる者は、以下の通りである。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

以上の規定ぶりからすると、OCVBと再委託先との間で作成されている再委託契約書の再々委託制限条項は、県からの「再委託の条件」を再委託先に遵守させることについて、必ずしも明確ではない。

【意見】

県からの「再委託の条件」を再委託先に遵守させることを明確にするため、OCVBと各再委託先との間で作成される再委託契約書における再々委託制限条項については、以下のような規定を検討されたい。

第●条（再委託）

- 1 乙（OCVBからの再委託先）は、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に書面による甲（OCVB）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する者に対する再委託を禁止する。
 - (1) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
 - (2) 県の指名停止措置を受けている者
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者
 - (4) 法人その他の団体であって、その役員が次のいずれかに該当するもの
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （後略）

OCVBが提出する再委託承認申請書の「再委託先の適格性」欄には、「業務履行に必要な人員・技術・設備等」について「あり」「なし」、「期間内の適正な業務履行の確保」について「可」「不可」、「指名停止措置を受けている者」について「非該当」「該当」、「本件契約の競争入札参加者」について「非該当」「該当」、「暴力団員に該当する者」について「非該当」「該当」、「暴力団と密接な関係を有する者」について「非該当」「該当」とのチェック項目がそれぞれ設けられている。

もともと、OCVBが再委託申請する際において、再委託先を企画公募や一般競争入札によって選定する場合があります。この場合、再委託承認申請時には、再委託先は未定である。

このように、再委託申請時において、再委託先が未定であるにもかかわらず、再委託承認申請書の「再委託先の適格性」欄において、「業務履行に必要な人員・技術・設備等」について「あり」、「期間内の適正な業務履行の確保」について「可」、「指名停止措置を受けている者」について「非該当」、「本件契約の競争入札

参加者」について「非該当」、「暴力団員に該当する者」について「非該当」、「暴力団と密接な関係を有する者」について「非該当」として、機械的にチェックされている申請書が散見される。

【指摘】

再委託申請書における「再委託先の適格性」のチェック項目について、機械的にチェックするのではなく、再委託先が未定の際には適格性の判断はできないのであるから、いずれのチェック項目も外すべきである。

(5) 委託料の概算払いについて

令和3年度のOCVBに対する、前記(1)①～⑤の事業の業務委託契約において、ほとんどの事業について、委託料の概算払いに関し、以下のような規定が置かれている。

第●条（支払）

（前略）

2 前項の規定にかかわらず、乙（OCVB）は委託業務の完了前に委託業務に必要な経費として概算払請求書を提出することができる。この場合において、甲（県）は、当該請求に対し支払うことが必要であると判断したときは、委託料の9割を上限として支払を行うことができる。

概算払をすることができる経費については、地方自治法施行令162条6号に「経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの」と定められており、沖縄県財務規則65条7号において「委託費」が「概算払いのできる経費」として定められている。

それゆえ、契約書に、委託料の概算払いの規定を設けること自体は問題ない。

もともと、上記の規定では、業務完了前であるにもかかわらず、受託者は最大で9割もの委託料を受領することが可能となってしまう。

また、概算払い後、実績が上がらなかった場合には、返還請求という余計な手続を行う必要がある。

実際に、「②令和3年度 教育旅行推進強化事業」においては、契約当初の委託金額77,682,000円から154,970,000円と倍近くに増額変更され、委託金額の7割に当たる108,479,000円が完了前に概算払いされたが、実績としては69,741,692円にとどまったため、業務完了後に38,737,308円の返還を求めるに至っている。また、「⑨令和3

年度「沖縄観光誘致対策事業」においても、契約金額 86,443,000 円のうち、委託金額 89.997%に当たる 77,796,000 円が完了前に概算払いされたが、実績額が 69,684,687 円にとどまったため、業務完了後に超過額 8,111,313 円を返還させている。

さらに、上限 9 割の支払は無条件ではないものの、「県が当該請求に対し支払うことが必要であると判断したとき」という、条件としては不明瞭なものであるため、客観的な基準とはいえない。

【意見】 委託業務未完了の状態において、上限 9 割もの支払が可能となる旨の規定について、見直しを検討されたい。

【意見】

概算払いが可能となる条件として、実績・進捗状況に応じた支払等の客観的な基準を検討されたい。

(6) 提出書類の名称統一について

令和 3 年度の OCVB に対する、前記①～⑮の事業の業務委託契約においては、業務完了後に提出すべき完了報告書に関し、以下のような規定が置かれている。

第●条（委託業務完了報告書）

乙（OCVB）は、委託業務が完了したときは、直ちに、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

また、上記報告書の提出後、県が実施する完了検査に関し、次のように定めている。

第●条（委託業務完了の検査）

甲（県）は、前条の委託業務完了報告書を受領した日から 10 日以内の日又は完了期限のいずれか早い日までに、完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうか検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

一方、委託業務仕様書においては、業務完了後に OCVB が県に提出すべき書類として、「事業完了報告書」、「事業報告書」または「委託業務完了届」と定められている。

例えば、前記(1)「①令和3年度 離島観光活性化促進事業（OCVB）」においては、OCVBは、令和4年3月31日付「令和3年度離島観光活性化促進事業委託事業完了報告書の提出について」と題する文書（沖ビューロー第539号）において、「委託事業完了報告書」の提出を行っている。

以上の通り、業務完了後、OCVBが県に提出すべき書類の名称として「委託業務完了報告書」、「事業完了報告書」、「事業報告書」、「委託業務完了届」、「委託事業完了報告書」という名称が混在しており、混乱が生じるおそれがある。

【指摘】

契約書及び仕様書には、業務完了後に提出すべき報告書の名称を統一して記載すべきである。

また、契約書では、以下の通り、委託業務完了報告書とは別に、実績報告書の提出義務を定めている。

第●条（実績報告書の提出）

乙は、実績報告書を完了期限までに甲に提出しなければならない。

各事業において、OCVBから提出されている実績報告書は、同一の書式ではなく、委託業務完了報告書とほぼ同じもの（あるいは同一であるとしてそもそも提出されていないもの）や、成果物である事業報告書としてまとめられているものがあり、統一されていない。

委託業務完了報告書と同内容（委託事業の実施期間、契約額及び実績額）の記載に留まるのであれば、あえて実績報告書を提出させる必要は無い。例えば、委託業務完了報告書は、業務が完了したことを示す届出として、必要最小限の記載（事業名、実施期間、契約金額及び実績額など）に留め、実績報告書については、事業報告書のよりに成果物の提出とするなど、提出書類を統一した方が良い。

【指摘】

委託業務完了届及び実績報告書のモデル書式を示し、統一したものを提出させるべきである

(7) 旅費の見積について

前記(1)①令和3年度 離島観光活性化促進事業（OCVB）では、事業費見積書において、「3. 旅費（1)職員旅費」として、次の費用が計上されている。

- ①那覇→石垣（1泊2日）2名×2回×51,000円
- ②那覇→宮古島（1泊2日）2名×2回×48,000円
- ③那覇→久米島（1泊2日）2名×2回×35,000円
- ④那覇→座間味島（1泊2日）2名×1回×22,000円
- ⑤招聘同行（周辺離島）1名×15回×22,000円
- ⑥那覇→東京（2泊3日）2名×3回×110,000円
- ⑦那覇→大阪（2泊3日）2名×1回×95,000円
- ⑧那覇→名古屋（2泊3日）2名×1回×94,000円

もともと、前記(1)「②令和3年度 教育旅行推進強化事業」における旅費の見積額は、上記①事業における旅費の見積額より安価で計上されている。

また、前記(1)③令和3年度 国内需要安定化事業では、事業費見積書において、「1. (2)⑤出張旅費（職員旅費）」として、次の費用が計上されている。

- 那覇～東京 2泊3日 110,000円 2名×2回
- 那覇～名古屋 2泊3日 110,000円 2名×2回
- 那覇～大阪 2泊3日 110,000円 2名×2回
- 那覇～福岡 2泊3日 110,000円 2名×2回

出張旅費については、「沖縄県職員の旅費に関する条例」によると「航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による」と定められており（17条）、宿泊料の額は、出張する地域に応じて1泊「10,900円」または「9,800円」と定められている（20条）。

【指摘】

各委託事業において、明確な旅費算定基準に基づき、統一的な見積を算定すべきである。

(8) 前記(1)①～⑤の各事業委託業務に関する監査結果

ア ①令和3年度 離島観光活性化促進事業 (OCVB)

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 離島国内線チャーター便支援(2) 航空会社連携プロモーション(3) メディアミックス広告(4) 15 離島重点プロモーション(5) 情報発信ツール制作(6) 旅行社・メディア等招聘(15 離島)(7) 離島観光協会等との連絡会議の開催 |
|---|

一方、仕様書に基づき OCVB により作成・提出された実施計画書に記載された事業内容等は以下の通りである。

- | |
|---|
| <p>【1】 離島航空路開設・チャーター支援 (4,800 千円)</p> <p>【2】 離島観光プロモーション (32,570 千円)</p> <p>①航空会社連携プロモーション (6,000 千円)</p> <ul style="list-style-type: none">・FSC2 社 <p>②メディアミックス広告 (9,000 千円)</p> <ul style="list-style-type: none">・各種メディア媒体への掲載 (TV、雑誌、新聞、ラジオ、デジタル広告、サイネージ等)・リトハク WEB サイト (特集、LP 作成) 及び SNS による情報発信 <p>③15 離島等重点プロモーション (14,500 千円)</p> <ul style="list-style-type: none">・各種メディア媒体への掲載 (TV、雑誌、新聞、ラジオ、デジタル広告、サイネージ等)・リトハク WEB サイト (特集、LP 作成) 及び SNS による情報発信・県外離島関連イベントへの出展 離島路線地域を中心に 5 件程度 (過年度実績) <p>④情報発信ツール制作 (1,000 千円)</p> <p>⑤旅行社・メディア等招聘 (2,070 千円)</p> <ul style="list-style-type: none">・周辺 15 離島及び招聘事業者数 10 社程度 |
|---|

【3】旅費・通信運搬費等（2,269千円）

【4】人件費・管理費・消費税等（21,201千円）

上記、仕様書と実施計画書の内容を比較すると、仕様書の業務内容「(7)離島観光協会等との連絡会議の開催」が実施計画書にはなく、実施計画書「【3】旅費・通信運搬費等（2,269千円）」に組み入れられてしまっている。

【意見】

実施計画書の業務内容については、仕様書の業務内容に基づいて作成されたい。

上記実施計画書の通り、以下の②と③の業務内容は重複した記載が見られる。

②メディアミックス広告

- ・各種メディア媒体への掲載（TV、雑誌、新聞、ラジオ、デジタル広告、サイネージ等）
- ・リトハク WEB サイト（特集、LP 作成）及び SNS による情報発信

③15 離島等重点プロモーション

- ・各種メディア媒体への掲載（TV、雑誌、新聞、ラジオ、デジタル広告、サイネージ等）
- ・リトハク WEB サイト（特集、LP 作成）及び SNS による情報発信

他方、実施計画書と同時に提出された事業費見積書（予算書）における、上記②③の予算は以下のように記載されている。

2. 離島観光プロモーション

(2)メディアミックス広告

①Web 発信 1式×9,000,000

(3)15 離島重点プロモーション

①ツール制作・プロモーション等 1式×9,000,000円

②活動旅費（イベント出張旅費、出展費） 1式×5,500,000円

実施計画書と事業費見積書の記載内容を比較すると、「メディアミックス広告」及び「15 離島重点プロモーション」の予算合計額は同じであるが、記載されている

事業内容が異なっており、正しいものかどうか判断することができない（例えば、実施計画書に記載された「各種メディア媒体への掲載」及び「リトハク WEB サイト及び SNS による情報発信」は重複していないか、事業費見積書「メディアミックス広告」には「①Web 発信」しか記載されていないが、「各種メディア媒体への掲載」業務は計上していないのか、など）。

【指摘】

実施計画書に記載された業務内容と事業費見積書に記載された業務内容は、出来る限り統一して記載するよう指導すべきである。

イ ②令和 3 年度 教育旅行推進強化事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- (1) 沖縄県修学旅行推進協議会の開催
- (2) 修学旅行フェア、説明会の開催
- (3) 学校に対する事前・事後学習支援
- (4) 沖縄修学旅行模擬体験提供
- (5) 海外教育旅行誘致活動及び受入体制整備

(イ) 実施計画書の変更

委託契約書 4 条 1 項は「乙（OCVB）は、実施計画書を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を甲（県）に提出し、その承認を受けなければならない」と定めている。

本事業は、令和 3 年 4 月 1 日に委託金額 77,682,000 円にて委託契約が締結され、同年 10 月 8 日に変更後金額 154,970,000 円にて委託業務変更契約が締結されている。

当該変更の際し、OCVB より同日付「『令和 3 年度 教育旅行推進強化事業』委託業務変更契約書について（提出）」と題する文書（沖ビューロー第 288-10 号）及び、別添として、委託業務変更契約書、事業計画書、工程表が提出されている。

これに対し、県は同日付「令和 3 年度『教育旅行推進強化事業』に係る実施計画書の変更について（通知）」と題する文書（文振第 485 号）にて、上記 OCVB からの

文書（沖ビューロー第 288-10 号）について、「委託契約書第 4 条の規定に基づき承認します」としている。

このように、OCVB からは「委託業務変更契約書」の提出としているのに対し、県からは「実施計画書の変更」を承認するものと対応しており、整合していない。

【指摘】

実施計画書の変更がある場合、契約書 2 条 3 項に基づく変更であるのか、契約書 4 条 1 項に基づく変更であるのか、統一した手続を行うべきである。

(ウ) 追加業務

上記の通り、本事業は、令和 3 年 4 月 1 日に委託金額 77,682,000 円にて委託契約が締結されたものが、同年 10 月 8 日に契約変更により委託金額 77,288,000 円増額となっている。当該増額の理由は、変更後の実施計画書を見ると、新たに「VI. 安全・安心な修学旅行実施のためのバス等増車支援（予算：66,739,655 円）」に関する業務を追加したことによるものである。

上記追加業務の内容は「沖縄修学旅行を実施する学校に対し、県内移動時の 3 密を回避し、安全・安心な教育活動を提供するため、バスやタクシーの増車に係る費用について支援することにより、旅行実施の後押しする」というものであり、コロナ禍の真っ只中であつた令和 3 年度における旅行事情からすれば、やむを得ない追加業務といえる。

もともと、「安全・安心な修学旅行実施のためのバス等増車支援」という業務自体は、必ずしも、「教育旅行推進強化」という本事業の一部として実施し、OCVB に対する随意契約として締結すべきものとは思われない。

しかも、当初の委託金額の 2 倍近くの委託金額に増額されており、軽微な変更とはいえない。その上、実績報告書を見ると、「VI. 安全・安心な修学旅行実施のためのバス等増車支援」の当初予算 60,672,415 円（税抜）の実績額は 1,276,294 円（税抜）にとどまっており、予算は付けてみたものの、実際には運用できなかったという実態が明らかとなっている。

【意見】

「安全・安心な修学旅行実施のためのバス等増車支援」という追加業務について、別途発注することなく、OCVBの随契として本事業に組み入れる必要性があったのか検証されたい。

(エ) 再委託

OCVBは令和3年12月17日付で、再委託先を「株式会社イー・ピー・シー」、再委託予定業務を「株式会社日本教育新聞社発行『日本教育新聞』への広告出稿」とする再委託承認申請書を県に提出し、同日、県は、これについて、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

ところが、その後、OCVBと上記再委託先「株式会社イー・ピー・シー」との間では、再委託契約ではなく、「有料広告枠売買契約書」を作成しており、有料広告枠の売買契約を締結するに至っている。そのため、再委託条件である「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」について、約定がなされていない。

OCVBと株式会社イー・ピー・シーとの間で作成された「有料広告枠売買契約書」を確認すると、第1条1項に「甲（株式会社イー・ピー・シー）は、以下の有料広告枠を売り渡し、乙（OCVB）は、これを買受けるものとする」と規定されており、売買契約の体裁となっている。

しかし、同第3条1項には「甲は、乙から提出を受けた広告を掲載場所に掲載する」と定められており、広告枠の売買にとどまらず、業務委託の実態をも有するものといえる。

本事業の委託業務仕様書「5. (4)オ」には、県の承認を不要とする「その他、簡易な業務」として「20万円未満の記事広告出稿」が掲げられている趣旨からすると、県としても、20万円以上の記事広告出稿については、県の承認が必要な再委託業務として捉えているものと考えられる。

【指摘】

再委託承認申請を行い、再委託条件を付した上で再委託承認がなされた場合、当該再委託条件を遵守させる再委託契約（契約名称が「売買契約」等であっても、契約内容に再委託の実態がある場合を含む）を締結するよう指導すべきである。

また、OCVB は令和 3 年 10 月 28 日付で、再委託先を「映像制作ユニット」、再委託予定業務を「沖縄修学旅行歓迎動画制作業務」とする再委託承認申請書を県に提出し、同日、県は、これについて、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

ところが、OCVB と上記再委託先「映像制作ユニット」との間では、業務委託契約書を作成することなく、同社から OCVB に対し「請書」の提出のみとなっている。

OCVB 会計規程 45 条は「契約は、沖縄県財務規則の規定に準じて行うものとする」と定めており、沖縄県財務規則第 107 条 1 項は以下のように定めている。

次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、契約書を省略し、前条第 1 項に規定する事項を約定し、これを誠実に履行する旨を記載した請書を提出させることができる。

- (1) 契約代金の額が 100 万円未満の指名競争契約又は随意契約をしようとするとき。

(後略)

上記「沖縄修学旅行歓迎動画制作業務」の委託金額は 995,500 円であり、100 万円未満であるため、契約書を省略し、請書の提出に代えていること自体は問題ない。

しかし、上記の通り、県は OCVB からの再委託承認申請に対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

また、委託契約書 6 条 3 項において、「乙（OCVB）は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない」と定められている。

したがって、再委託先に対し、再委託条件を遵守させるよう、書面で約定する必要がある。

【指摘】

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

ウ ③令和3年度 国内需要安定化事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

(1) 国内路線強化事業（沖縄観光新規需要開拓含む）

ア メディアプロモーション

イ 航空会社等連携プロモーション

ウ 地方自治体・空港等の連携プロモーション

エ 世界自然遺産登録に向けたプロモーション

(2) イベントプロモーション

(3) 招聘事業

(4) WEB 観光情報発信

(5) 効果測定

一方、仕様書に基づき OCVB により作成・提出された実施計画書に記載された事業内容等は以下の通りである。

1. エリア別路線強化事業（156,101,011 円）

(1) メディアプロモーション

(2) タイアッププロモーション

①航空会社連携プロモーション

②鉄道連携プロモーション

③空港等連携プロモーション

④旅行会社等連携プロモーション

(3) 招聘事業

- (4) 県外イベントプロモーション
2. 世界自然遺産登録に向けたプロモーション (7,000,000 円)
 3. WEB更新・強化およびデジタルプロモーション (20,000,000 円)

上記、仕様書と実施計画書の内容を比較すると、仕様書の業務内容「(1)国内路線強化事業」に相当する実施計画書の業務は「1. エリア別路線強化事業」と思われるが、「1. エリア別路線強化事業」の中には、「招聘事業」「県外イベントプロモーション」が含まれる業務内容となっている。

もともと、仕様書では、「国内路線強化事業」と、「イベントプロモーション」「招聘事業」は別項目の業務である。

また、仕様書における「(1)国内路線強化事業（沖縄観光新規需要開拓含む）」の中には、「世界自然遺産登録に向けたプロモーション」が含まれているが、実施計画書では「2. 世界自然遺産登録に向けたプロモーション (7,000,000 円)」が別項目の業務とされている。

さらに、仕様書の「(6)効果測定」業務については、実施計画書に記載がない。

このように、仕様書の業務内容と、実施計画書の業務内容の位置づけが大きく異なってしまっているため、本事業の実施計画書は、仕様書の内容を正しく反映したものとはいえない。そのため、業務完了時に、仕様書通りに業務が実施されているかどうかを確認することも困難である。

【意見】

実施計画書の業務内容については、仕様書の業務内容に基づいて作成し、特に、仕様書に記載された業務内容について、修正等を行う場合であっても、大項目については仕様書に記載された業務内容を反映されたい。

【指摘】

仮に、実施計画書の作成段階において、仕様書の業務内容が実態にそぐわないことが判明したような場合には、仕様書自体を変更すべきである。

上記実施計画書と同時に提出された事業費見積書（予算書）における「1. エリア別路線強化事業」の業務内容は以下のように記載されている。

- (1) メディアプロモーション
 - ①メディアプロモーション
- (2) タイアッププロモーション
 - ①航空会社等連携プロモーション
 - ②鉄道連携プロモーション
 - ③空港連携プロモーション
 - ④旅行会社等連携プロモーション
 - ⑤出張旅費（職員派遣）
- (3) 招聘事業
 - ①招聘事業
- (4) イベントプロモーション
 - ①イベントプロモーション
- (5) アンテナショップ等との連携プロモーション
- (6) 販促ツール作成

上記の通り「(5)アンテナショップ等との連携プロモーション」及び「(6)販促ツール作成」については、仕様書及び実施計画書には項目として挙げられていない。

【意見】

実施計画書に記載された業務内容と事業費見積書に記載された業務内容は、出来る限り統一して記載されたい。

(イ) 実施計画書の変更

令和3年12月24日、県とOCVBは、契約書2条3項に基づき、委託金額を242,782,000円から、266,982,000円に変更する旨協議し、同日付で変更契約を締結している。また、併せてOCVBから「国内需要安定化事業（令和3年度）業務委託の変更契約に係る経費見積および実施計画変更について」と題する文書（沖ビューロー第401-8号）が提出され、県は、同日付で、これに対し、契約書4条の規定に基づき承認する旨通知している。

契約書4条1項には、「乙（OCVB）は、実施計画書を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を甲（県）に提出し、その承認を受けなければならない」と定めている。

もともと、契約書 4 条 1 項の規定は、OCVB の都合により実施計画書を変更する場合の規定であるところ、上記の通り、県と OCVB は、契約書 2 条 3 項に基づき委託金額の変更をしていることから、OCVB の都合による変更とはいえない。

【指摘】

実施計画書の変更がある場合、契約書 2 条 3 項に基づく変更であるのか、契約書 4 条 1 項に基づく変更であるのか、統一した手続を行うべきである。

エ ④令和 3 年度 フィルムツーリズム推進事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- (1) フィルムコミッション窓口業務
- (2) 受入整備強化
- (3) 国内外マーケット出展等
- (4) 地域魅力発信
- (5) その他

(イ) 再委託

以下の通り、OCVB は各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- ① 再委託承認申請日：令和 3 年 9 月 1 日
再委託先：NO MARK 株式会社
再委託予定業務：沖縄フィルムオフィスウェブサイト改修
再委託予定額：748,000 円
県の再委託承認日：令和 3 年 9 月 2 日
- ② 再委託承認申請日：令和 4 年 2 月 25 日
再委託先：NO MARK 株式会社
再委託予定業務：撮影受入推進における全国制作者向け SNS 広告制作出稿

業務

再委託予定額：528,000 円

県の再委託承認日：令和 3 年 2 月 28 日

③ 再委託承認申請日：令和 3 年 10 月 8 日

再委託先：株式会社東洋企画印刷

再委託予定業務：TV アニメ「白い砂のアクアトープ」ロケ地マップの制作

再委託予定額：913,000 円

県の再委託承認日：令和 3 年 10 月 12 日

上記①～③の再委託においては、OCVB と上記各再委託先との間で、業務委託契約書を作成することなく、再委託先から OCVB に対し「請書」の提出のみとなっている。

前記「イ ②令和 3 年度 教育旅行推進強化事業」において指摘した通り、OCVB 会計規程 45 条及び沖縄県財務規則第 107 条 1 項の通り、100 万円未満の契約金額においては、契約書に代えて請書を作成すること自体は問題ないが、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

【指摘】

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

また、上記②の再委託について、OCVB は令和 4 年 2 月 25 日付で、再委託先を「NO MARK 株式会社」、再委託予定業務を「撮影受入推進における全国制作者向け SNS 広告制作出稿業務」、再委託予定額を「528,000 円」とする再委託承認申請書を県に提出し、同年 2 月 28 日、県は、これについて、上記再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

上記再委託先「NO MARK 株式会社」は OCVB に対し、同年 2 月 25 日付で「請書」を提出しており、これをもって契約書の作成に代えている。

契約書 22 条 2 項は「乙（OCVB）は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10 日前までに再委

託承認申請書を甲（県）に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならない」と定めている。

しかし、OCVB は、県に対する再委託承認申請提出日と同じ日（2月25日）に「NO MARK 株式会社」との間で「撮影受入推進における全国制作者向け SNS 広告制作出稿業務」委託契約を締結しており、明らかに上記契約条項に違反している。

【指摘】

OCVB が再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、OCVB は令和 3 年 5 月 25 日付で、再委託先を「光文堂コミュニケーションズ株式会社」、再委託予定業務を「県と TV アニメ『白い砂のアクアトープ』のコラボポスターのポスターデータ作成、印刷、空港設置における委託業務」とする再委託承認申請書を県に提出し、同月 26 日、県は、これについて、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

ところが、OCVB と上記再委託先「光文堂コミュニケーションズ株式会社」との間では、業務委託契約書は作成されておらず、同社から OCVB に対する「請書」の提出もなされていない。

OCVB 会計規程 45 条は「契約は、沖縄県財務規則の規定に準じて行うものとする」と定めており、沖縄県財務規則第 107 条 2 項は以下のように定めている。

次に掲げるものについては、前条及び前項の規定にかかわらず契約書の作成及び請書の提出を省略することができる。

- (1) 1 件の契約金額が 20 万円未満のもの
(後略)

上記「県と TV アニメ『白い砂のアクアトープ』のコラボポスターのポスターデータ作成、印刷、空港設置における委託業務」の委託金額は 195,800 円であり、1 件の契約金額が 20 万円未満であるため、契約書の作成および請書の提出を省略すること自体は問題ない。

しかし、上記の通り、県は OCVB からの再委託承認申請に対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っており、委託契約書 22 条 3 項において、「乙（OCVB）は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない」と定められていることから、請書の作成を省略する場合であっても、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

【指摘】

請書の作成を省略をする場合であっても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について、書面によって約定すべきである。

オ ⑤令和 3 年度 観光人材育成・確保促進事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- (1) 観光人材の育成
 - ①エントリー層向け
 - ②現場リーダー層向け
 - ③経営者層向け
 - ④フォローアップ研修の実施
 - ⑤その他
- (2) 人材の確保促進
 - ①企業研修自走化への支援
 - ②オンラインセミナーの実施
 - ③インターンシップ生等受入支援
- (3) その他の取組

本事業に関する委託契約は、県と沖縄観光人材育成コンソーシアム（代表企業：OCVB、構成員：株式会社 OTS サービス経営研究所）（以下「OCVB 等コンソーシア

ム」という。)との間で、令和3年5月26日に締結されているところ、契約書第2条1項は以下の通り定めている。

乙（OCVB等コンソーシアム）は、仕様書に基づき、次の項目について作成した実施計画書を契約締結後すみやかに甲（県）に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務の具体的な内容及び各項目区分ごとの費用
- (2) 業務の実施方法
- (3) 業務の工程表
- (4) 担当者の業務割当表

OCVB等コンソーシアムから県に提出された、令和3年5月26日付「『令和3年度観光人材育成・確保促進事業』業務受託にかかる実施計画書について（提出）」と題する文書には、次のように記載されている。

みだしのことについて、委託契約書第2条に基づき、下記のとおり提出いたします。

記

1. 事業見積書
2. 実施計画書
3. 事業スケジュール表
4. 実施体制図

以上

もともと、OCVB等コンソーシアムが県に提出した文書に「実施計画書」は含まれておらず、代わりに「令和3年度 観光人材育成・確保促進事業 事業計画書」と題する文書が提出されている。

【指摘】

OCVB等コンソーシアムに対し、契約書第2条に基づく文書として、実施計画書を提出させるべきである。

また、OCVB等コンソーシアムが提出した上記事業計画書には、「4. 事業内容」として、以下の項目が記載されている。

- (1) 基本方針
- (2) 観光人材の育成
 - (ア) エントリー層と現場リーダー層対象
 - (イ) 研修受講者募集方法
 - (ウ) 応募条件
 - (エ) 選定方法
 - (オ) 研修カリキュラム
 - (カ) 研修スケジュール
 - (キ) 最終発表会
 - (ク) フォローアップ研修
 - (ケ) 経営者層対象
 - (コ) 支援の流れ
- (3) 人材の確保促進
 - (ア) 企業研修自走化への支援
 - (イ) オンラインセミナーの実施
 - (ウ) インターシップ生等受入支援（原文ママ）
- (4) その他の取組
 - (ア) 地域の観光協会等向け研修（連続セミナー）
 - (イ) 実行委員会の開催

上記事業計画書の「4. 事業内容」は、概ね、仕様書に記載された事業内容に沿ったものといえる。

上記の通り、「(2)観光人材の育成」には、(ア)から(コ)までの項目が掲げられている。もっとも、その内容を確認すると、(ア)から(キ)までが「エントリー層と現場リーダー層対象」に関する項目であり、(ケ)及び(コ)が「経営者層対象」に関する項目であるにもかかわらず、(ア)から(コ)まで、一連の項目として掲げられているため、分かりづらいものとなっている。

そこで、仕様書の事業内容の記載に出来る限り合わせ、例えば、以下のような項目とすることが望ましい。

- (2) 観光人材の育成
 - ア エントリー層と現場リーダー層対象

- (ア) 研修の概要
- (イ) 研修受講者募集方法
- (ウ) 応募条件
- (エ) 選定方法
- (オ) 研修カリキュラム
- (カ) 研修スケジュール
- (キ) 最終発表会
- イ 経営者層対象
 - (ア) 内容
 - (イ) 支援の流れ
- ウ フォローアップ研修

【意見】

実施計画書の事業内容の項目は、仕様書の事業項目と合わせた内容にて記載するか、仕様書の内容を修正されたい。

また、上記事業計画書の「4. 事業内容」「(2)観光人材の育成」「(ケ)経営者層対象」においては、経営者層を対象にコンサルタントや税理士等の専門家を派遣する旨記載されているが、派遣回数については「協議のうえ決定し、4回を上限とした無償派遣とする。4回を超える場合は有償とし、場合によっては他機関へつなげる」と記載されている。

一方、仕様書「4 事業内容」「(1)観光人材の育成」「⑤その他」には、「経営者層向け専門家派遣については、1社につき4回以上の派遣とする」と定められている。

しかし、事業計画書の規程ぶりでは、専門家派遣の回数は4回が上限であるため、4回を下回ることも想定され、仕様書が定める「4回以上の派遣」を満たさないこともあり得る。

【指摘】

実施計画書の事業内容は、仕様書が定める基準を満たすものとすべきであり、仮に、仕様書の基準に不都合があるような場合には、仕様書自体を修正・変更すべきである。

(イ) 実施計画書の変更

OCVB等コンソーシアムは、県に対し、令和3年9月21日付「『令和3年度観光人材育成・確保促進事業委託業務』計画変更承認申請書」（沖ビューロー第259-6号）を提出し、併せて、「令和3年度観光人材育成・確保促進事業 事業計画書（変更後）」と題する文書を提出している。

これに対し、県は、同年9月24日付「『令和3年度観光人材育成・確保促進事業委託業務』計画変更承認について」と題する文書において「みだしのことについて、令和3年9月21日付け沖ビューロー第259-6号にて申請のあった事業計画の変更について、承認する」としている。

もともと、契約書第5条1項には「乙（OCVB等コンソーシアム）は、実施計画書を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を甲（県）に提出し、その承認を受けなければならない」と定められている通り、計画変更承認は、事業計画の変更に対してではなく、「実施計画書」の変更に対して行うべきものである。

【指摘】

契約書第5条1項の規定に基づき、実施計画書の変更に対して、承認を行うべきである。

(ウ) 再委託

以下の通り、OCVB等コンソーシアムは各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- | |
|--|
| ① 再委託承認申請日：令和3年10月25日
再委託先：株式会社りゅうせきフロントライン
再委託予定業務：観光関連企業向けオンラインセミナー配信業務
再委託予定額：237,765円
県の再委託承認日：令和3年11月8日 |
| ② 再委託承認申請日：令和4年1月20日 |

<p>再委託先：株式会社電通沖縄</p> <p>再委託予定業務：「動画視聴型セミナー」に係るラジオ広報業務</p> <p>再委託予定額：222,007 円</p> <p>県の再委託承認日：令和 4 年 1 月 20 日</p>
<p>③ 再委託承認申請日：令和 3 年 8 月 20 日</p> <p>再委託先：IJU 株式会社</p> <p>再委託予定業務：講師データベース・マッチングサイト育人（はぐんちゅ） 改修業務</p> <p>再委託予定額：981,750 円</p> <p>県の再委託承認日：令和 3 年 9 月 6 日</p> <p>再委託変更承認申請日：令和 3 年 11 月 17 日</p> <p>変更後再委託額：987,250 円</p> <p>県の再委託変更承認日：令和 3 年 11 月 17 日</p>
<p>④ 再委託承認申請日：令和 3 年 9 月 7 日</p> <p>再委託先：株式会社エマエンタープライズ</p> <p>再委託予定業務：専門家派遣受入事業者募集に向けた広告展開（ラジオ CM）業務</p> <p>再委託予定額：195,910 円</p> <p>県の再委託承認日：令和 3 年 9 月 21 日</p>
<p>⑤ 再委託承認申請日：令和 4 年 1 月 12 日</p> <p>再委託先：沖縄ワタベウェディング株式会社</p> <p>再委託予定業務：インターンシップ生受け入れガイドライン活用促進動画 撮影・編集業務</p> <p>再委託予定額：104,500 円</p> <p>県の再委託承認日：令和 4 年 1 月 12 日</p>

上記①～③の再委託について、OCVB 等コンソーシアムの各構成員（OCVB 及び株式会社 OTS サービス経営研究所）と上記各再委託先との間では、業務委託契約書を作成することなく、再委託先から OCVB に対し「請書」の提出のみとなっている。

前記「イ ②令和3年度 教育旅行推進強化事業」において指摘した通り、OCVB 会計規程 45 条及び沖縄県財務規則第 107 条 1 項の通り、100 万円未満の契約金額においては、契約書に代えて請書を作成すること自体は問題ないが、再委託先に再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

【指摘】

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

また、上記④及び⑤の再委託について、OCVB 等コンソーシアムの各構成員（OCVB 及び株式会社 OTS サービス経営研究所）と上記各再委託先の間では、業務委託契約書は作成されておらず、各再委託先から OCVB に対する「請書」の提出もなされていない。

前記「エ ④令和3年度 フィルムツーリズム推進事業」において指摘した通り、OCVB 会計規程 45 条及び沖縄県財務規則第 107 条 2 項の通り、20 万円未満の契約金額においては、契約書の作成および請書の提出を省略すること自体は問題ないが、その場合であっても、再委託先に再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

【指摘】

請書の作成を省略する場合であっても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について、書面によって約定すべきである。

また、上記③及び④の再委託について、再委託承認申請書は OCVB から提出されている。

本業務委託契約は、県と OCVB 等コンソーシアムとの間で締結されているものであるから、再委託承認申請についても、同コンソーシアム名義にて行うべきである。

【指摘】

業務委託契約が県とコンソーシアムとの間で締結されている場合には、再委託承認申請書はコンソーシアム名義にて提出させるべきである。

また、上記④の再委託について、令和3年9月7日付け再委託申請書は、同一日付けのものが2つ存在する。一つは、再委託予定期間が「契約締結の日～令和4年3月31日」であり、もう一つは「契約締結の日～令和3年11月30日」となっている（それ以外の項目は全て同一である。）。そのため、どちらが正しい再委託承認申請書であるか判然としない。

なお、これに対する県の再委託承認書（令和3年9月21日付け）では、再委託承認期間が「契約締結の日～令和3年11月30日」となっていることから、後者の方が正しいようにも思える。

県の再委託承認においては、再委託の条件として「承認を受けた内容及び再委託先に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること」と定められている。

【指摘】

県の再委託承認後に、再委託承認期間の変更が生じる場合には、予め変更申請を行うべきであり、県の再委託承認前に、既に提出した再委託承認申請書の内容に変更が生じる場合には、提出済みの再委託承認申請書について、修正・撤回する旨の文書を提出させるべきである。

また、OCVB等コンソーシアムは、令和3年9月17日付で、再委託先を「NO MARK 株式会社」、再委託予定業務を「オンラインセミナー事業オンデマンド型セミナー動画制作業務」、再委託予定額を「1,539,1200円」とする再委託承認申請書を県に提出し、同日付けで、県は再委託承認を行っている。

ところが、OCVBと上記再委託先「NO MARK 株式会社」との間では、「オンデマンド型セミナーの動画制作業務」について、令和3年9月17日付けで業務委託契約を締結している。

県とOCVB等コンソーシアムとの間で締結した本業務委託契約書22条2項は、「乙（OCVB等コンソーシアム）は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10日前までに再委託承

認申請書を甲（県）に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならない」と定めている。

しかし、OCVB は、県に対する再委託承認申請提出日と同じ日（9月17日）に「NO MARK 株式会社」との間で再委託契約を締結しており、明らかに上記契約条項に違反している。

【指摘】

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、OCVB等コンソーシアムは、令和3年5月26日付で、再委託先を「株式会社宿屋塾」、再委託予定業務を「沖縄観光キャリアカレッジⅢファシリテート業務」、再委託予定額を「2,420,000円」とする再委託承認申請書を県に提出し、同日付けで、県は、これについて、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

ところが、OCVB等コンソーシアムの構成員である株式会社OTSサービス経営研究所と上記再委託先「株式会社宿屋塾」との間では、「沖縄観光キャリアカレッジⅢ」（原文ママ）について、令和3年5月26日付けで業務委託契約を締結している。

県とOCVB等コンソーシアムとの間で締結した本業務委託契約書22条2項は、「乙（OCVB等コンソーシアム）は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10日前までに再委託承認申請書を甲（県）に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならない」と定めている。

しかし、株式会社OTSサービス経営研究所は、県に対する再委託承認申請提出日と同じ日（5月26日）に株式会社宿屋塾との間で再委託契約を締結しており、明らかに上記契約条項に違反している。

【指摘】

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、県と OCVB 等コンソーシアムとの間で締結した本業務委託契約書 22 条 1 項は、再委託禁止条項を定めており、「(3)本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に、乙が契約の履行を委任し、又は請負わせること」を禁止している。

しかし、株式会社 OTS サービス経営研究所と上記再委託先「株式会社宿屋塾」との間で締結した「沖縄観光キャリアカレッジⅢ」業務委託契約書には、契約当事者が「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」ではないことを表明する規程（反社会的勢力ではないことの確約表明）はなく、県からの再委託条件である「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」及び「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」について、一切約定がない。

【指摘】

再委託に関する業務委託契約書には、契約当事者が反社会的勢力ではないことの確約表明及び再委託条件を遵守させる旨の規定を盛り込むよう指導すべきである。

(エ) 各書類の提出日

前記の通り、本事業に関する委託契約は、県と OCVB 等コンソーシアムとの間で、令和 3 年 5 月 26 日に締結されているところ、契約日と同じ日（5 月 26 日）に OCVB 等コンソーシアムから実施計画書が提出されており、その承認日も同じ日付け（5 月 26 日）である。また、再委託先を「株式会社宿屋塾」、再委託予定業務を「沖縄観光キャリアカレッジⅢファシリテート業務」とする再委託承認申請書の提出日も同じ日付け（5 月 26 日）であり、その再委託承認日も同じ日付け（5 月 26 日）となっている。

上記文書の作成日付が全て同一であることからすると、県は、本事業に関し、形式的に書類を提出させているだけで、実施計画書及び再委託承認申請に対する適正な審査を実施していないのではないかとの疑念を払拭することができない。

【意見】

契約締結日、契約の相手方からの書類の提出日、県の承認日がいずれも同一日付けというのは、不自然であり、県は提出書類について適正に審査するよう徹底されたい。

カ ⑥令和3年度 観光危機管理体制構築支援事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- (1) 観光危機管理意識醸成のためのセミナー等の開催
- (2) 観光危機管理に関するアンケート調査の実施
- (3) 災害図上訓練等の実施
- (4) 海外向け情報発信文等の翻訳及び情報発信
- (5) 観光危機管理計画等の策定支援
- (6) 関係機関との連携体制構築

委託契約書第2条1項は、OCVBが作成すべき実施計画書について、次のように定めている。

乙（OCVB）は、仕様書に基づき、次の項目について作成した実施計画書を契約締結した日から10日以内の日までに甲（県）に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務の具体的な内容及び各項目区分ごとの費用
- (2) 業務の実施方法
- (3) 業務の工程表
- (4) 担当者の業務割当表

上記契約書の定めに従い、令和3年4月1日にOCVBは実施計画書を県に提出し、同日、県はこれを承認している。OCVBが作成した実施計画書における「3. 業務内容」の項目は以下の通りである。

- (1) 市町村等の観光危機管理計画やマニュアル策定支援
- (2) 観光危機管理意識啓発
 - ①セミナーの開催
 - ②観光危機管理 WEB 広報

- ③観光危機管理に関するアンケート調査の実施
- ④海外向け情報提供文等の翻訳及び情報発信
- (3) 観光危機管理体制運用図上訓練等の実施
- (4) 関係機関との連携体制構築に向けた支援

ここで、上記実施計画書の(2)④「海外向け情報提供文等の翻訳及び情報発信」についての具体的な内容は次のように記載されている。

実施内容：感染症や災害等の観光危機が発生した場合（観光危機発生のおそれがある場合も含む）に、海外に向けた情報発信文等の翻訳を行い、情報発信を行う。

一方、前記仕様書の委託業務内容「(4)海外向け情報発信文等の翻訳及び情報発信」については、次のように定められている。

感染症や災害等の観光危機が発生した場合（観光危機発生のおそれがある場合も含む）に、海外に向けた情報発信文等の翻訳を行い、情報発信を行うこと。翻訳は原則として、英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語の4ヶ国語へ翻訳する。ただし必要な場合には、4ヶ国語以外にも翻訳を行うこと。

前記の通り、契約書2条1項は、仕様書に基づいて、業務の具体的な内容や業務の実施方法等について、実施計画書を作成することを義務づけている。

ところが、OCVBが作成した実施計画書のうち、④「海外向け情報提供文等の翻訳及び情報発信」については、上記の通り、仕様書に記載された業務内容より少ない記載となっており、仕様書に基づいて、業務の具体的な内容や業務の実施方法を設定したものとは言い難い。にもかかわらず、県は安易に実施計画書の承認を行っている。

同様に、上記実施計画書の(1)「市町村等の観光危機管理計画やマニュアル策定支援」についての具体的な内容は次のように記載されている。

実施内容：市町村の観光危機管理計画やマニュアル等の策定に係る支援（策定のポイントやアドバイス等）を行う。

実施時期：令和3年6月、7月、10月頃

実施回数：3回程度（オンライン開催含む）

一方、前記仕様書の委託業務内容「(5)観光危機管理計画等の策定支援」については、次のように定められている。

市町村、観光関連事業者等の観光危機管理計画及びマニュアル等の策定に係る支援（策定のポイントやアドバイス等）を行うこと。市町村については、県内5圏域ごとに説明会を実施し、策定支援を行うこと。

このように、上記業務についても、仕様書に記載された業務内容より少ない記載となっており、仕様書に基づいて、業務の具体的な内容や業務の実施方法を設定したものとは言い難い。

【指摘】

契約書の定めに従い、仕様書に基づかない実施計画書を承認すべきではなく、仕様書に基づいて、実施計画書における業務の具体的内容や業務の実施方法を策定させるべきである。

(イ) 再委託

以下の通り、OCVBは各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- ① 再委託承認申請日：令和3年12月1日
再委託先：株式会社サーベイリサーチセンター沖縄事務所
再委託予定業務：沖縄県における観光危機管理の進捗状況アンケート調査業務
再委託予定額：990,000円
県の再委託承認日：令和3年12月3日
- ② 再委託承認申請日：令和3年6月4日
再委託先：セッテンラボ株式会社
再委託予定業務：沖縄観光危機管理WEBサイト運用・保守管理業務
再委託予定額：396,000円

<p>県の再委託承認日：令和3年6月7日</p> <p>③ 再委託承認申請日：令和3年10月11日</p> <p>再委託先：KAKKY GRAFFITI</p> <p>再委託予定業務：沖縄観光危機管理セミナー2021のライブ配信及び動画収録・編集</p> <p>再委託予定額：242,000円</p> <p>県の再委託承認日：令和3年10月19日</p> <p>④ 再委託承認申請日：令和3年7月16日</p> <p>再委託先：一般社団法人観光危機管理研究所</p> <p>再委託予定業務：観光危機管理に関する市町村勉強会</p> <p>再委託予定額：646,140円</p> <p>県の再委託承認日：令和3年7月19日</p>
--

上記①～④の再委託について、OCVBと上記各再委託先の間では、業務委託契約書を作成することなく、再委託先からOCVBに対し「請書」の提出のみとなっている。

前記「イ ②令和3年度 教育旅行推進強化事業」において指摘した通り、OCVB会計規程45条及び沖縄県財務規則第107条1項の通り、100万円未満の契約金額においては、契約書に代えて請書を作成すること自体は問題ないが、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

【指摘】

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

上記①の再委託について、OCVBは、令和3年12月1日付で、再委託先を「株式会社サーベイリサーチセンター沖縄事務所」、再委託予定業務を「沖縄県における観光危機管理の進捗状況アンケート調査業務」、再委託予定額を「990,000円」とす

る再委託承認申請書を県に提出し、同年 12 月 3 日付けで、県は再委託承認を行っている。

県と OCVB との間で締結した本業務委託契約書 5 条 2 項は、「乙（OCVB）は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10 日前までに再委託承認申請書を甲（県）に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない」と定めている。

しかし、OCVB と上記再委託先「株式会社サーベイリサーチセンター沖縄事務所」との業務委託契約締結日は令和 3 年 12 月 9 日であり、明らかに上記契約条項に違反している。

【指摘】

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、上記③の再委託について、OCVB は、令和 3 年 10 月 11 日付で、再委託先を「KAKKY GRAFFITI」、再委託予定業務を「沖縄観光危機管理セミナー2021 のライブ配信及び動画収録・編集」、再委託予定額を「242,000 円」とする再委託承認申請書を県に提出し、同年 10 月 19 日付けで、県は再委託承認を行っている。

上記再委託先が OCVB に提出した同年 10 月 29 日付け請書を確認すると、同再委託先は法人ではなく、「KAKKY GRAFFITI」という屋号を用いる個人事業主のようである。ただし、OCVB が県に提出した再委託承認申請書の「再委託先」欄には個人名の記載はない。

【指摘】

個人事業主に対し再委託を行おうとする場合、再委託承認申請書の「再委託先」欄には屋号のみでなく、個人名も記載するよう指導すべきである。

また、上記④の再委託について、OCVB は、令和 3 年 7 月 16 日付で、再委託先を「一般社団法人観光危機管理研究所」、再委託予定業務を「観光危機管理に関する市町村勉強会」、再委託予定額を「646,140 円」とする再委託承認申請書を県に提出し、県は、同年 7 月 19 日付けで、「承認を受けた内容に変更が生じるときは、あ

らかじめ変更申請を行い承認を得ること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

もともと、上記再委託先「一般社団法人観光危機管理研究所」から OCVB に対して提出された令和 3 年 7 月 26 日付け「請書」の契約金額は「527,388 円」となっており、上記再委託承認申請書の金額と異なっている。

そこで、県所管課に確認したところ、「契約金額 527,388 円は差し替え前の資料を誤って提出したと思われる。実際の契約金額は、別添請書の通り 646,140 円である」との回答があった。

しかし、先に提出された請書と追加で提出された請書を確認すると、契約金額以外の内容は全て同一内容であり、作成日付も同一（令和 3 年 7 月 26 日）である。そして、両者とも、再委託先代表者の記名押印、収入印紙の貼付及び消印がなされていることからすると、両者とも、正式な契約書（合意文書）としての性質を有するものといえる。それゆえ、契約書（請書）の内容（合意内容）を変更・修正する場合には、当初の内容を変更・修正する旨の文書を提出させるべきである。

また、仮に、先に提出された請書の内容自体誤りであった（当該内容にて合意していない）としても、同一日付で金額が異なる請書が 2 通存在するという状況は、契約書類の保管・管理が不適切であると言わざるを得ない。

【指摘】

契約書（請書）の内容（合意内容）を変更・修正する場合には、当初の内容を変更・修正する旨の文書を提出させるべきである。

【指摘】

同一日付・同一内容で金額のが異なる契約書（請書）が 2 通存在し、1 通は誤って作成された（当該内容で合意していない）ような場合には、誤って作成された契約書（請書）を破棄するなど、適切に契約書類の保管・管理をすべきである。

また、OCVB は、令和 4 年 1 月 18 日付けで、再委託先を「『令和 3 年度観光危機管理体制運用図上訓練』企画支援業務受託コンソーシアム」（幹事企業名：一般社団法人観光危機管理研究所、共同企業体：国際航業株式会社）、再委託予定業務を「令和 3 年度観光危機管理体制運用図上訓練」、再委託予定額を「3,498,880 円」とする再委託承認申請書を県に提出している。これに対し、県は、OCVB が上記再

委託先に対して遵守させるべき事項として、「一括再々委託の禁止」、「暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止」、「守秘義務」等の再委託条件を付した上で、同年1月25日付で、再委託承認を行っている。

前記の通り、OCVBが再委託契約を行おうとする場合には、10日前までに再委託承認申請書を県に提出し、事前に県の承認を受けなければならないところ、OCVBと上記再委託先との業務委託契約締結日は令和4年1月25日であり、明らかに契約条項に違反している。

【指摘】

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、県とOCVBとの委託契約書5条3項において、「乙（OCVB）は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない」と定められており、OCVBは再委託先に対し、再委託条件等を遵守させるため、再委託先との間で書面で約定しなければならない。

ところが、OCVBと上記再委託先「『令和3年度観光危機管理体制運用図上訓練』企画支援業務受託コンソーシアム」との間に締結した令和4年1月25日付け「『令和3年度観光危機管理体制運用図上訓練』企画支援業務 業務委託契約書」の記名押印欄を見ると、OCVBと上記コンソーシアムの幹事企業「一般社団法人観光危機管理研究所」しか記名押印していない。

【指摘】

再委託先がコンソーシアムやジョイントベンチャーの場合には、代表企業のみではなく、構成員全員との間で書面にて約定すべきである。

キ ⑦令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業

(ア) 委託業務内容

業務委託仕様書に定められた業務内容は以下の通りである。

- (1) 海外路線誘致活動強化事業
- (2) 国際チャーター便包括支援事業

- (3) 定期便就航促進・活性化支援事業
- (4) 海外新規市場開拓事業
- (5) 海外重点市場誘致強化事業
- (6) 海外潜在市場活性化事業
- (7) 沖縄国際観光イノベーション事業
- (8) 海外コンテンツマーケティング事業

(イ) 再委託

以下の通り、OCVBは各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- ① 再委託承認申請日：令和3年4月1日
再委託先：Discover the World Marketing GmbH
再委託予定業務：令和3年度委託駐在員観光誘致機能強化事業業務委託契約書（ドイツ連邦共和国）（原文ママ）
再委託予定額：7,750,000円
県の再委託承認日：令和3年4月1日
- ② 再委託承認申請日：令和3年4月1日
再委託先：Interface Tourism
再委託予定業務：令和3年度委託駐在員観光誘致機能強化事業業務委託契約書（フランス共和国）（原文ママ）
再委託予定額：7,750,000円
県の再委託承認日：令和3年4月1日
- ③ 再委託承認申請日：令和3年4月1日
再委託先：Hume Whitehead Limited
再委託予定業務：令和3年度委託駐在員観光誘致機能強化事業業務委託契約書（英国）（原文ママ）
再委託予定額：7,750,000円

<p>県の再委託承認日：令和3年4月1日</p> <p>④ 再委託承認申請日：令和3年4月1日</p> <p>再委託先：The Walshe Group</p> <p>再委託予定業務：令和3年度委託駐在員観光誘致機能強化事業業務委託契約書（オーストラリア連邦）（原文ママ）</p> <p>再委託予定額：7,750,000円</p> <p>県の再委託承認日：令和3年4月1日</p> <p>⑤ 再委託承認申請日：令和3年4月1日</p> <p>再委託先：株式会社テラ・ウェブ・クリエイト</p> <p>再委託予定業務：令和3年度SNS記事及びコメントの管理に伴うクラウド型データベース「Salesforce」運用</p> <p>再委託予定額：1,003,200円</p> <p>県の再委託承認日：令和3年4月1日</p>

上記①～⑤の再委託について、OCVBと上記各再委託先との間では、令和3年4月1日にそれぞれ契約書を作成し、再委託契約を締結している。

県とOCVBとの間で締結した本業務委託契約書6条2項は、「乙（OCVB）は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10日前までに再委託承認申請書を甲（県）に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならない」と定めている。

しかし、OCVBは、県に対する再委託承認申請提出日と同じ日（4月1日）に上記再委託先との間で再委託契約を締結しており、明らかに上記契約条項に違反している。しかも、①～④については、OCVBの再委託承認申請書における再委託予定業務欄の記載は「令和3年度委託駐在員観光誘致機能強化事業業務委託契約書」となっていることからすれば、OCVBは既に上記各再委託先と既に再委託契約を締結済みであるか、締結することが明らかな状況の下、再委託申請しているといえ、県とOCVBとの間で締結した契約書に定めた再委託制限条項は事実上無意味なものとなっている。そして、県も再委託申請がなされた4月1日のうちに再委託承認していることからすると、再委託申請内容を十分にチェックしているとは言い難い。

【指摘】

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

【意見】

契約締結日、契約の相手方からの書類の提出日、県の承認日がいずれも同一日付けというのは、不自然であり、県は提出書類について適正に審査するよう徹底されたい。

また、上記①～④の再委託について、OCVB と上記各再委託先との間で締結した再委託契約書には、県からの再委託条件である「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」及び「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」について、約定がされていない。

【指摘】

再委託契約書には、再委託条件を遵守させる旨の規定を盛り込むよう指導すべきである。

また、OCVB は、令和 3 年 4 月 20 日付で、再委託予定業務を「台湾・香港市場観光プロモーション業務」、再委託予定額を「11,000,000 円（概算）」、再委託先を「未定」、再委託予定期間を「令和 3 年 6 月上旬～令和 3 年 10 月下旬」とする再委託承認申請書を県に提出している。これに対し、県は、同日付けで、再委託を承認する業務を「台湾・香港市場観光プロモーション業務」、再委託承認額を「11,000,000 円」、再委託先を「未定」、再委託承認期間を「令和 3 年 6 月上旬～令和 3 年 10 月下旬」とする再委託承認を行っている。また、同再委託承認においては、「承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること」等の再委託条件が付されている。

その後、令和 3 年 7 月 9 日、OCVB は、「NO MARK 株式会社」との間で、「令和 3 年度沖縄観光国際化ビッグバン事業『台湾・香港市場観光プロモーション業務』業務委託契約」を締結しているが、同契約において委託期間は「契約締結の日から令和 3 年 12 月 28 日まで」、委託料は「10,999,967 円」と定められている。

OCVBが「NO MARK株式会社」との間で締結した上記業務委託契約内容は、再委託先、再委託承認額及び再委託承認期間において、変更が生じており、OCVBは同契約を締結する前に予め変更申請を行い、県の承認を得る必要があった。

【指摘】

県による再委託条件に基づき、再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。

また、OCVBは、令和3年12月17日付で、再委託予定業務を「SDGsを配慮した花笠マハエノベルティ制作業務」、再委託予定額を「2,000,000円（概算）」、再委託先を「未定」、再委託予定期間を「令和4年1月中旬～令和4年3月下旬」とする再委託承認申請書を県に提出し、同年12月17日付けで、県は、同業務、同期間にて、再委託承認額を「2,000,000円（上限額）」、再委託先を「未定」とする再委託承認を行っている。また、同再委託承認においては、「承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること」等の再委託条件が付されている。

もっとも、上記再委託承認書には「令和3年12月16日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。」と記載されており、OCVBからの申請日が誤って記載されている。

【指摘】

再委託承認書には、正しい申請日を記載すべきである。

その後、OCVBは、(Ⅰ)令和4年1月25日、株式会社ヒラヤマとの間で、「令和3年度沖縄観光国際化ビッグバン事業『SDGsを配慮した花笠マハエノベルティ制作業務』（高単価ノベルティ）業務委託契約」（委託期間：契約締結の日から令和4年3月7日まで、委託料：999,900円）を締結し、続けて、(Ⅱ)令和4年1月26日、有限会社サン印刷との間で、「令和3年度沖縄観光国際化ビッグバン事業『SDGsを配慮した花笠マハエノベルティ制作業務』（低単価ノベルティ）業務委託契約」（委託期間：契約締結の日から令和4年3月7日まで、委託料：1,000,000円）を締結している。

OCVB と上記 2 社との再委託契約(I)(II)は、令和 3 年 12 月 17 日付け再委託承認申請書及び同日付け再委託承認書における再委託を 2 本に分けて発注するものであり、申請内容から大幅な変更が生じているため、OCVB は同契約を締結する前に予め変更申請を行い、県の承認を得る必要があった。

【指摘】

県による再委託条件に基づき、再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。

また、以下の通り、OCVB は各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- ⑥ 再委託承認申請日：令和 3 年 5 月 31 日
再委託先：チャイナマーケティングラボ沖縄合同会社
再委託予定業務：淘最霓虹公式 WeChat 記事“沖縄の魅力”発信プロジェクト業務
再委託予定額：1,500,000 円
県の再委託承認日：令和 3 年 5 月 31 日
OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 3 年 6 月 9 日
- ⑦ 再委託承認申請日：令和 3 年 12 月 17 日
再委託先：ABSee 株式会社
再委託予定業務：北京市場向け沖縄観光文化コンテンツプロモーション業務
再委託予定額：1,551,000 円
県の再委託承認日：令和 3 年 12 月 17 日
OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 3 年 12 月 26 日

前記の通り、本業務委託契約書には、再委託を行う場合には、10 日前までに再委託承認申請書を県に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならないと定められている。

しかし、上記⑥及び⑦の再委託について、OCVBは、上記各再委託先との業務委託契約締結日より10日前までに再委託承認申請書を提出しておらず、明らかに上記契約条項に違反している。

【指摘】

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、以下の通り、OCVBは各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- ⑧ 再委託承認申請日：令和3年10月13日
再委託先：映像制作 Younit
再委託予定業務：「海外沖縄ファンへのメッセージ」プロジェクト動画収録・編集業務
再委託予定額：968,000円
県の再委託承認日：令和3年10月13日
OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年10月25日
- ⑨ 再委託承認申請日：令和3年4月16日
再委託先：映像制作 Younit
再委託予定業務：TTE2021（2021台北国際観光博覧会）VJブースステージ無料PR動画撮影・編集業務
再委託予定額：242,000円
県の再委託承認日：令和3年4月16日
OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年4月26日
- ⑩ 再委託承認申請日：令和4年2月14日
再委託先：株式会社エマエンタープライズ
再委託予定業務：VISIT OKINAWA JAPAN WEB コンテンツ新規記事コーディング

及び公開業務

再委託予定額：370,865 円

県の再委託承認日：令和4年2月14日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年2月24日

⑪ 再委託承認申請日：令和4年1月25日

再委託先：有限会社サン印刷

再委託予定業務：離島パンフレット繁体字版データ制作業務

再委託予定額：660,000 円

県の再委託承認日：令和4年1月25日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年2月4日

⑫ 再委託承認申請日：令和3年6月7日

再委託先：株式会社インペインターグローバル

再委託予定業務：第8回日韓フォトコンテストの広告出稿業務

再委託予定額：284,781 円

県の再委託承認日：令和3年6月8日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年6月17日

⑬ 再委託承認申請日：令和3年12月14日

再委託先：majimu

再委託予定業務：エコノベルティ（蜜ろうラップ）制作業務

再委託予定額：430,000 円

県の再委託承認日：令和3年12月14日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年12月24日

⑭ 再委託承認申請日：令和3年12月21日

再委託先：光文堂コミュニケーションズ株式会社

再委託予定業務：名入れボールペン制作業務

再委託予定額：482,900 円

県の再委託承認日：令和3年12月21日

OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 4 年 1 月 4 日

⑮ 再委託承認申請日：令和 4 年 1 月 26 日

再委託先：琉球フットボールクラブ株式会社

再委託予定業務：FC 琉球タイ人選手を活用した情報発信事業

再委託予定額：816,629 円

県の再委託承認日：令和 4 年 1 月 26 日

OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 4 年 2 月 4 日

⑯ 再委託承認申請日：令和 3 年 4 月 1 日

再委託先：OTT Group Limited

再委託予定業務：オンライン・トラベル・トレーニング（OTT）における旅
行業界向け e-ラーニングコース継続の業務執行による
契約の締結について

再委託予定額：966,470 円

県の再委託承認日：令和 3 年 4 月 1 日

OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：2021 年 4 月 1 日

⑰ 再委託承認申請日：令和 3 年 4 月 1 日

再委託先：有限会社島運送

再委託予定業務：令和 3 年度新規開拓市場向け観光宣伝物の発送（上半期）
委託事業

再委託予定額：1,920,319 円

県の再委託承認日：令和 3 年 4 月 1 日

OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 3 年 4 月 10 日

⑱ 再委託承認申請日：令和 3 年 10 月 1 日

再委託先：有限会社島運送

再委託予定業務：令和 3 年度新規開拓市場向け観光宣伝物の発送（下半期）
委託事業

再委託予定額：2,086,539 円

県の再委託承認日：令和3年10月1日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年10月11日

⑱ 再委託承認申請日：令和3年4月1日

再委託先：株式会社南海エクスプレス

再委託予定業務：令和3年度戦略開拓市場（東南アジア諸国）用宣伝物の発送について（上半期）委託事業

再委託予定額：1,734,000円

県の再委託承認日：令和3年4月1日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年4月10日

⑳ 再委託承認申請日：令和3年10月1日

再委託先：株式会社南海エクスプレス

再委託予定業務：令和3年度戦略開拓市場（東南アジア諸国）用宣伝物の発送について（下半期）

再委託予定額：1,734,000円

県の再委託承認日：令和3年10月1日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年10月11日

上記⑧～⑳の再委託について、OCVBと上記各再委託先の間では、業務委託契約書を作成することなく、再委託先からOCVBに対し「請書」の提出のみとなっている。

前記「イ ②令和3年度 教育旅行推進強化事業」において指摘した通り、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

【指摘】

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

また、上記⑧～⑩の再委託については 100 万円未満の契約金額であり、契約書に代えて請書を作成すること自体は問題ないが、⑪～⑭の再委託については、契約金額が 100 万円以上である。

OCVB 会計規程における契約関係の規程は、「契約は、沖縄県財務規則の規定に準じて行うものとする。ただし、会長が同規則によることが著しく不相当と認めるときは、この限りでない」との定めしかない（同規程 45 条）。

沖縄県財務規則 106 条 1 項は、契約書の作成に関し、以下の通り定めている。

契約担当者は、契約を結ぼうとするときは、次に掲げる事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 契約履行の期限又は期間
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 保証金及び契約違反の場合における保証金の処分に関する事項
- (7) 監督又は検査に関する事項
- (8) 前払金、出来高払についての特約に関する事項
- (9) 各当事者の一方から契約内容の変更又は中止の申出があった場合における損害の負担に関する事項
- (10) 天災その他不可抗力による損害の負担に関する事項
- (11) 価格等の変動若しくは変更に基づく対価又は契約内容の変更に関する事項
- (12) 契約に関する紛争の解決方法に関する事項
- (13) その他必要な事項

また、同規則 107 条 1 項は、契約書作成の省略について、以下の通り定めている。

次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書を省略し、前条第 1 項に規定する事項を約定し、これを誠実に履行する旨を記載した請書を提出させることができる。

- (1) 契約代金の額が 100 万円未満の指名競争契約又は随意契約をしようとする

とき。

- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物件の売却の場合において契約の相手方が直ちに代金を納付して、その物件を引き取るとき（次項第3号に掲げるものを除く。）。
- (4) 随意契約で契約担当者が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

上記⑰～⑳の再委託については「宣伝物の発送委託業務」であることから、上記財務規則107条1項の「(4) 随意契約で契約担当者が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき」に該当するものとして、契約書の作成を省略したものと考えられる。

もっとも、業務委託仕様書「7 業務の再委託について委託業務内容」「(4)再委託の承認について」において、「資料等の発送業務」に関する再委託であっても、委託金額が100万円以上の場合には県の再委託承認が必要となる旨定められていることからすると、何ら基準を設けず、「契約担当者が特に契約書を作成する必要がない」との判断に委ねるべきではない。

また、地方自治法234条1項・2項は、契約は原則として一般競争入札によるべきであり、政令で定める場合に限って、例外的に随意契約ができる旨定めている。そして、同法施行令167条の2第1項1号及び沖縄県財務規則137条の2は、随意契約によることができる場合として、売買、貸借、請負その他の契約であって、その予定価格が、以下の契約種類に応じた金額を超えないものと定めている。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

上記⑰～⑳の再委託については、契約金額が100万円を超える業務委託契約であるから、本来、一般競争入札によるべきものといえる。

【指摘】

沖縄県財務規則に従い、100万円を超える再委託契約を締結する場合には、原則として契約書を作成すべきであり、例外的に契約書の作成を省略する場合には、省略することができる基準を設け、仕様書等に盛り込むべきである。

【指摘】

100万円を超える業務委託契約を締結する場合には、原則として、一般競争入札によるべきである。

前記の通り、本業務委託契約書には、再委託を行う場合には、10日前までに再委託承認申請書を県に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならないと定められている。

しかし、上記⑮～⑰及び⑲の再委託については、OCVBは、上記各再委託先との業務委託契約締結日より10日前までに再委託承認申請書を提出しておらず、明らかに上記契約条項に違反している。

【指摘】

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、OCVBは、令和3年4月20日付で、再委託予定業務を「中国市場向け映像の撮影・編集業務」、再委託予定額を「998,800円」、再委託先を「株式会社 Imagine Craft」、再委託予定期間を「令和3年4月29日～令和4年3月31日」とする再委託承認申請書を県に提出し、同日付で、県は、再委託承認を行っている。また、同再委託承認においては、「承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること」等の再委託条件が付されている。

もともと、県に対するヒアリングによると、上記再委託予定業務については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、契約締結に至らなかったとのことである。

【指摘】

再委託承認を得た再委託予定業務について、実際に契約締結に至らなかった場合には、変更申請ないし再委託申請の取下げを行うべきである。

ク ⑧令和3年度 沖縄観光受入対策事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

(1) 安全な観光地づくり事業

- ・感染症対策を含む沖縄観光安心安全ガイド（日本語版、多言語翻訳版）の作成、配布（14,000部）
- ・台風時観光客対策協議会の運営（協議会2回、分科会3回）
- ・観光客向け台風対策マニュアルの作成、配布（14,000部）
- ・台風時の各離島を含む沖縄全域の気象情報、交通機関等の情報収集及び提供
- ・台風による那覇空港における足止め客への対応 等

(2) 観光の日（8月1日）・観光月間推進事業

- ・観光の日、観光月間の県民、観光客への周知
- ・観光の日、観光月間におけるPRイベントの運営
- ・その他観光の日、観光月間に関すること 等

令和3年4月1日にOCVBは実施計画書を県に提出し、同日、県はこれを承認している。OCVBが作成した実施計画書に記載されている事業内容は以下の通りである。

【1】安全な観光地づくり事業費

（事業内容）

[1] 安全な観光地発信事業費

- ・感染症対策を含む沖縄観光安心安全ガイドの作成、配布
- ・広報関連

[2] 台風時観光客受入事業費

- ・台風時観光客受入推進協議会会議の運営
- ・観光客向け台風対策マニュアルの作成、配布
- ・台風時の各離島を含む沖縄全域の気象情報、交通機関等の情報収集及び提

供

- ・台風による那覇空港における足止め客への対応

【2】観光の日・観光月間推進事業費

(事業内容)

[1] 観光の日・観光月間広報宣伝事業

- ・観光の日、観光月間の県民、観光客への周知
- ・観光の日、観光月間におけるPRイベントの運営等

契約書2条1項は、仕様書に基づいて、業務の具体的な内容や業務の実施方法等について、実施計画書を作成することを義務づけている。

ところが、上記の通り、仕様書の業務内容に「感染症対策を含む沖縄観光安心安全ガイド（日本語版、多言語翻訳版）の作成、配布（14,000部）」、「台風時観光客対策協議会の運営（協議会2回、分科会3回）」、「観光客向け台風対策マニュアルの作成、配布（14,000部）」と記載されている通り、仕様書の業務内容の方が、実施計画書の業務内容よりも詳細な内容となっている。また、仕様書では「台風時観光客対策協議会」と定めているのに対し、実施計画書では「台風時観光客受入推進協議会会議」となっており、開催すべき会議の名称すら異なっている。

このようにOCVBの実施計画書は、仕様書に基づいて、業務の具体的な内容や業務の実施方法を設定したものとは言い難い。それにもかかわらず、県は安易に実施計画書の承認を行っている。実施計画書は、仕様書に記載されている業務内容の各項目について、具体的（かつ、仕様書より詳細）に、業務内容及び業務の実施方法等について策定されるべきである。例えば、「⑨令和3年度沖縄観光誘致対策事業」において提出されている「令和3年度沖縄観光誘致対策事業 事業計画」は、仕様書の項目よりも具体的、詳細に業務内容及び業務の実施方法が記載されており、望ましいといえる。

【指摘】

仕様書に定めた業務内容を省略した実施計画書を承認すべきでなく、実施計画書は、仕様書に基づいて、業務の具体的な内容や業務の実施方法等について策定されるべきである。

(イ) 再委託

以下の通り、OCVB は各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- | |
|---|
| <p>① 再委託承認申請日：令和 3 年 4 月 13 日
再委託先：有限会社ウエスト沖縄
再委託予定業務：台風時ラジオ広報委託業務
再委託予定額：871,200 円
県の再委託承認日：令和 3 年 4 月 14 日
OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 3 年 4 月 15 日</p> <p>② 再委託承認申請日：令和 4 年 3 月 11 日
再委託先：株式会社国際印刷
再委託予定業務：「台風対策マニュアル（カード版）」制作業務
再委託予定額：605,000 円
県の再委託承認日：令和 4 年 3 月 11 日
OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 4 年 3 月 14 日</p> <p>③ 再委託承認申請日：令和 4 年 3 月 11 日
再委託先：株式会社近代美術
再委託予定業務：「沖縄観光安心安全ガイド（多言語カード版）」制作業務
再委託予定額：900,900 円
県の再委託承認日：令和 4 年 3 月 11 日
OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 4 年 3 月 14 日</p> |
|---|

上記①～③の再委託について、OCVB と上記各再委託先の間では、業務委託契約書を作成することなく、再委託先から OCVB に対し「請書」の提出のみとなっている。

前記「イ ②令和 3 年度 教育旅行推進強化事業」において指摘した通り、OCVB 会計規程 45 条及び沖縄県財務規則第 107 条 1 項の通り、100 万円未満の契約金額に

においては、契約書に代えて請書を作成すること自体は問題ないが、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

【指摘】

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

また、県と OCVB との間で締結した本業務委託契約書 5 条 2 項は、「乙（OCVB）は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10 日前までに再委託承認申請書を甲（県）に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない」と定めている。

しかし、上記①～③の再委託については、OCVB は、上記各再委託先との業務委託契約締結日より 10 日前までに再委託承認申請書を提出しておらず、明らかに上記契約条項に違反している。

【指摘】

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

ケ ⑨令和 3 年度 沖縄観光誘致対策事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- (1) 誘客プロモーション対策事業
 - ア テーマ別誘客プロモーション
 - ・国内誘客プロモーションの展開
 - ・海外誘客プロモーションの展開
 - イ 路線別誘客プロモーション
 - ウ 沖縄ナイト・セミナー事業
 - エ メディアミックス事業
 - オ 観光宣伝物作成事業

(2) 観光客誘致基盤形成事業

ア クルーズ船誘客促進・受入体制強化事業

イ 観光情報サイト管理・運営

OCVB から県に提出された、令和 3 年 4 月 1 日付「令和 3 年度『沖縄観光誘致対策事業』業務計画書について」と題する文書には、次のように記載されている。

みだしのことについて、委託契約書第 2 条に基づき、下記のとおり提出いたします。

記

1. 事業費見積書
2. 事業実施計画書
3. 事業スケジュール表（工程表）
4. 担当者の業務割当表

以上

もともと、OCVB が県に提出した文書に「事業実施計画書」はなく、代わりに「令和 3 年度沖縄観光誘致対策事業 事業計画」と題する文書が提出されている。

【指摘】

契約書第 2 条に基づく文書である「実施計画書」として提出させるべきである。

(イ) 再委託

OCVB は、令和 3 年 9 月 8 日付けで、再委託先を「企画公募により選定」、再委託予定業務を「『沖縄観光感謝の集い 2022in 大阪、東京（仮称）』実施業務」、再委託予定額を「11,000,000 円」とする再委託承認申請書を県に提出し、県は、同年 9 月 17 日付で、再委託承認を行っている。その後、令和 3 年 11 月 4 日、OCVB は、「株式会社アドスタッフ博報堂株式会社明治アドエージェンシー共同企業体」との間で、「沖縄観光感謝の集い 2022in 大阪、東京（仮称）」実施業務に関し、業務委託契約を締結している。

県と OCVB との契約書 6 条 3 項において、「乙（OCVB）は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければ

ならない」と定められており、OCVBは再委託先に対し、再委託条件等を遵守させるため、再委託先との間で書面で約定しなければならない。

ところが、OCVBと上記再委託先との間で締結した令和3年11月4日付け「『沖縄観光感謝の集い2022in大阪、東京（仮称）』実施業務 業務委託契約書」の記名押印欄を見ると、OCVBと上記共同企業体の代表者しか記名押印していない。

【指摘】

再委託先が共同企業体やコンソーシアムの場合には、代表企業のみではなく、構成員全員との間で書面にて約定すべきである。

また、OCVBは、令和3年7月26日付で、再委託先を「未定」、再委託予定業務を「令和3年度地域の観光資源を活用したプロモーション事業『東京・沖縄誘客連携事業』」、再委託予定額を「4,000,000円（概算）」とする再委託承認申請書を提出し、県は同日付で「承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

その後、令和3年9月17日、OCVB、沖縄総合事務局及び公益財団法人東京観光財団を発注者、株式会社AABを受注者とし、発注者と受注者との間で、令和3年度地域の観光資源を活用したプロモーション事業「ドイツ、カナダから国際都市『東京』及び世界水準の観光リゾート地を目指す『沖縄』への周遊促進事業」に関する業務委託契約を締結している。同契約における契約金額は16,000,000円であるが、各発注者の分担額として、沖縄総合事務局が8,000,000円、OCVB及び公益財団法人東京観光財団が各4,000,000と定められている。

OCVBによる令和3年7月26日付け再委託申請書の内容と、上記再委託業務の内容とは大枠において整合しているものの、そもそも同申請書から、発注者3名による業務発注であることを読み取ることはできないし、業務委託の名称も異なっている。

【指摘】

OCVBを含む複数の発注者による業務委託契約を行う場合には、その旨再委託承認申請書等に記載すべきであり、再委託承認を受けた内容に変更が生じるときには、予め変更申請を行うべきである。

また、以下の通り、OCVBは各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- | |
|--|
| <p>① 再委託承認申請日：令和3年6月25日
再委託先：株式会社宣伝
再委託予定業務：ブルーパワープロジェクトにかかるシリコンバンド製作
再委託予定額：2,489,463円
再委託の必要性：受託した事業において、人員・技術、設備等、専門性を生かした業務の遂行が必要なため
再委託先選定理由：複数社見積書を取り寄せ、最安価の業者へ委託
県の再委託承認日：令和3年6月28日
再委託承認期間：令和3年6月30日～令和3年7月26日
OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年6月30日</p> <p>② 再委託承認申請日：令和3年7月6日
再委託先：一般競争入札により選定
再委託予定業務：ブルーパワープロジェクトにかかるシリコンバンド製作
再委託予定額：5,500,000円
再委託の必要性：受託した事業において、人員・技術、設備等、専門性を生かした業務の遂行が必要なため
県の再委託承認日：令和3年7月16日
再委託承認期間：令和3年7月26日～令和3年11月12日
入札により決定した再委託先：株式会社近代美術
OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年7月26日</p> |
|--|

前記「キ ⑦令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業」において述べた通り、随意契約によることができる場合としては、売買、貸借、請負その他の契約であって、その予定価格が、次の各号の契約種類に応じ、当該各号に定める額を超えないものと定められている。

- | |
|---------------------|
| (1) 工事又は製造の請負 250万円 |
|---------------------|

(2) 財産の買入れ 160 万円
(3) 物件の借入れ 80 万円
(4) 財産の売払い 50 万円
(5) 物件の貸付け 30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

上記①及び②の再委託は、シリコンバンドの「製造の請負」業務に該当するものといえ、①については、250 万円以下の請負代金であるため、随意契約によることが可能である。

もともと、上記①と②の再委託に関する契約書を確認すると、以下の事項を除いて、全く同一内容の契約である。

<p>①の再委託</p> <p>契約締結日：令和 3 年 6 月 30 日</p> <p>契約先（再委託先）：株式会社宣伝</p> <p>納入期限：令和 3 年 7 月 26 日まで</p> <p>契約金額：2,489,463 円</p> <p>契約期間：令和 3 年 6 月 30 日 ～令和 3 年 9 月 30 日</p>	<p>②の再委託</p> <p>契約締結日：令和 3 年 7 月 26 日</p> <p>契約先（再委託先）：株式会社近代美術</p> <p>納入期限：令和 3 年 8 月 20 日まで</p> <p>契約金額：4,672,800 円</p> <p>契約期間：令和 3 年 7 月 26 日 ～令和 3 年 11 月 12 日</p>
--	---

そうすると、上記①と②は、分離して発注することなく（①のみ随意契約とすることなく）、併せて発注することが可能だったのではないかと思える。

この点について、県所管課に確認したところ、分離して発注した経緯について、以下のような回答があった。

<p>「ブルーパワープロジェクト」は、「観光月間」でもある 8 月 1 日に観光で沖縄県を訪れる方に、感染予防に対する協力を求め、渡航前に PCR 検査やワクチン接種を実施してもらい、感染予防対策に協力した観光客に「ブルーリストバンド」を配布するものである。なお、同リストバンドを協力店舗に提示することで特典を受けることができる。</p> <p>最初の随意契約では、当該プロジェクトの開始時期である 8 月 1 日に間に合わせるため、急いで製作する必要があったため、3 者見積を行い、委託事業者を決定している（72,500 個）。その後の来県者数が流動的であり、製造過多とならないよ</p>

う、当面必要な個数を確保した後、感染状況や市場動向を見て、追加分を入札で対応する予定となっていた。

ところが、初回発注する中で、以下の事情が判明した。

- (1) 納品までに3～4週間の期間がかかることが分かった。
- (2) 令和3年8月は、本土のお盆と沖縄のお盆が2週にわたって続くことから、工場等の稼働停止により、更に期間を要することが見込まれた。
- (3) 沖縄方面への飛行機搭乗者を対象とした無料PCR検査を夏休み期間中に開始するとの話が急遽上がってきたため、配布対象者の増加が見込まれた。
(実際、沖縄県に向かう羽田、成田、伊丹、関西、福岡各空港の乗客に対する無料PCR検査が令和3年7月20日に開始された。)

以上の理由から、本プロジェクト開始前に追加分の発注が必要であると判断し、プロジェクトを円滑に進めていくため、早めに入札を行った経緯がある。

以上の経緯からすると、上記①と②の再委託を分離発注の上、②のみ一般競争入札とした点については、合理性が認められる。

もっとも、上記①及び②の再委託について、OCVBと上記各再委託先との間で締結した「シリコンバンド製作業務契約書」は、契約締結日、契約先(再委託先)、納入期限、契約金額及び契約期間を除いて、全く同一の契約書となっており、OCVBに納入するブルーリストバンドの個数すら定められていない。しかも、契約書の表紙(1枚目)は「シリコンバンド製作業務契約書」となっているが、契約書の2枚目では、タイトルが「物品売買契約書」となっており、統一された標記となっていない。

【指摘】

同一内容の再委託契約を2回以上に分けて実施する場合には、再委託承認申請書の「再委託を予定する業務」や「再委託の必要性」等に、最初に申請・承諾を受けた再委託承認申請と2回目以後の再委託承認申請の内容が区別できるような事項(2回目の発注であることや、その理由等)を記載すべきであり、県の承認後に締結する再委託契約書においても、両者が異なるものであることが分かる項目(発注個数等)を明記すべきである。

また、上記①及び②の再委託について、OCVB と上記各再委託先との間で締結した「シリコンバンド製作業務契約書」には、県からの再委託条件である「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」及び「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」について、約定がない。

【指摘】

再委託契約書には、再委託条件を遵守させる旨の規定を盛り込むよう指導すべきである。

また、上記①の再委託について、OCVB は、上記各再委託先との業務委託契約締結日より 10 日前までに再委託承認申請書を提出しておらず、県と OCVB との契約内容に違反している。

その上、①の再委託については、再委託承認期間を「令和 3 年 6 月 30 日～令和 3 年 7 月 26 日」として承認されているにもかかわらず、再委託契約の契約期間は「令和 3 年 6 月 30 日～令和 3 年 9 月 30 日」と変更されている。

【指摘】

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

【指摘】

再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。

また、以下の通り、OCVB は各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

③ 再委託承認申請日：令和 4 年 3 月 2 日

再委託先：光文堂コミュニケーションズ株式会社

再委託予定業務：「おきなわ物語」広報宣伝物製作業務

再委託予定額：999,955 円

県の再委託承認日：令和4年3月2日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年3月12日

④ 再委託承認申請日：令和4年1月11日

再委託先：光文堂コミュニケーションズ株式会社

再委託予定業務：販促ツールのノベルティ制作

再委託予定額：907,500 円

県の再委託承認日：令和4年1月11日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年1月11日

⑤ 再委託承認申請日：令和4年2月24日

再委託先：株式会社ワンダーリ्यूキュー

再委託予定業務：SNSを活用したエシカルトラベル強化プロモーション業務

再委託予定額：998,000 円

県の再委託承認日：令和4年2月24日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年3月3日

⑥ 再委託承認申請日：令和4年1月28日

再委託先：ゆいまーる沖縄株式会社

再委託予定業務：沖縄デザインのグリーティングカード製作業務

再委託予定額：660,000 円

県の再委託承認日：令和4年1月31日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年2月7日

⑦ 再委託承認申請日：令和4年1月28日

再委託先：有限会社サン印刷

再委託予定業務：「英語リゾートホテルマップ」及び「リゾートホテルデータベース英語版」修正業務

再委託予定額：770,000 円

県の再委託承認日：令和4年1月28日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年2月8日

上記③～⑦の再委託について、OCVBと上記各再委託先の間では、業務委託契約書を作成することなく、再委託先からOCVBに対し「請書」の提出のみとなっている。

前記「イ ②令和3年度 教育旅行推進強化事業」において指摘した通り、OCVB会計規程45条及び沖縄県財務規則第107条1項の通り、100万円未満の契約金額においては、契約書に代えて請書を作成すること自体は問題ないが、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

【指摘】

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

また、本業務の委託契約には、再委託を行う場合には、10日前までに再委託承認申請書を県に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならないと定められている。

しかし、上記④～⑥の再委託については、OCVBは、上記各再委託先との業務委託契約締結日より10日前までに再委託承認申請書を提出しておらず、明らかに契約条項に違反している。

【指摘】

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

コ ⑩令和3年度 観光2次交通機能強化事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

(1) 観光系路線バスのコンタクトレス決済導入に係る実証実験に関する業務

- (2) 観光客の動態データの取得及び分析に関する業務
- (3) 「沖縄観光 2 次交通の利便性向上に向けた検討委員会」の運營業務
- (4) Google マップでの経路検索等の観光客への周知・拡散に関する業務
- (5) 民間の大手検索サイト反映後の観光客の利便性向上の状況などオープンデータ化に伴う効果検証業務

本業務については、令和 3 年 8 月 11 日、県とオリエンタルコンサルタンツ・沖縄観光コンベンションビューロー共同企業体（代表者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ沖縄支社、構成員：OCVB）（以下「オリエンタルコンサルタンツ JV」という。）との間で委託契約を締結している。

(イ) 再委託

契約書 5 条 2 項は、受託者が契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を県に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならないと定めている。また、同条 3 項は、受託者が、再委託する場合には、受託者が本契約を遵守するために必要な事項について、再委託先と書面で約定しなければならない旨定めている。

以下の通り、オリエンタルコンサルタンツ JV は各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」、「承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- ① 再委託承認申請日：令和 3 年 8 月 18 日
- 再委託先：株式会社 TENOHIRA
- 再委託予定業務：OTTOP プロモーション動画の作成
- 再委託予定額：330,000 円
- 再委託予定期間：令和 3 年 9 月 3 日～令和 4 年 1 月 31 日
- 県の再委託承認日：令和 3 年 8 月 18 日
- 再委託承認期間：令和 3 年 9 月 3 日～令和 4 年 1 月 31 日
- 再委託契約締結（請書提出）日：2021 年 8 月 18 日

本業務の受託者であるオリエンタルコンサルタンツ JV は、各再委託先に対し、再委託承認書において付された再委託条件等を遵守させる義務があり、当該事項について、各再委託先との間で、書面で約定しなければならない。

【指摘】

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

前記の通り、本業務の委託契約には、再委託を行う場合には、10日前までに再委託承認申請書を県に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならないと定められている。

しかし、上記①の再委託について、再委託承認申請日と再委託契約日は同一日付け（令和3年8月18日）であり、④については、再委託承認申請日が令和3年11月2日、再委託契約日は同年11月8日であり、10日前までに再委託承認申請書を提出しておらず、明らかに契約条項に違反している。

【指摘】

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、上記①の再委託について、再委託承認期間は令和3年9月3日～令和4年1月31日のところ再委託契約日は令和3年8月18日であり、②の再委託について、再委託承認期間は令和3年10月19日～令和4年3月18日のところ再委託契約日は令和3年10月18日であり、③の再委託について、再委託承認期間は令和3年11月17日～令和4年2月15日のところ再委託契約日は令和3年11月16日であり、④の再委託について、再委託承認期間は令和3年11月17日～令和4年3月24日のところ再委託契約日は令和3年11月8日であり、いずれも再委託承認期間内に再委託契約を行っていない。

さらに、④の再委託について、再委託先は「株式会社小田原機器」として再委託承認されているが、再委託先からの「注文請書」には、再委託承認された再委託先とは異なる住所、氏名が記載されている。

【指摘】

再委託するに当たっては、再委託承認の内容を遵守させるべきであり、再委託承認書の内容と異なる内容にて再委託を行おうとする場合には、予め変更申請を行い、県の承認を受けるべきである。

ところで、上記2点の指摘を踏まえて、県所管課から以下のような意見がなされた。

県としては契約予定日から10日以上の日程を確保の上、承認を行っている。一方で、今回の指摘を踏まえた場合、契約者は、契約事務を遂行するに当たり、余裕を持った期間で県の承認を得たにもかかわらず、県に申請時に示した再委託契約日当日に請書を交わすことが求められることになり、契約者並びに再委託者間の事務を拘束してしまいかねない。

なお、再委託の承認の際には、申請書と併せて契約者と再委託者間の仕様書を提出してもらっているが、その仕様書内に実施期間が付されており、実際の履行期間を逸脱するものではないことを確認している。

以上のことから、今回の指摘については、形式的な審査を重要視することで、民間の事務を拘束することになりかねないため、指摘について再考頂きたい。

まず、上記意見において「県としては契約予定日から10日以上の日程を確保の上、承認を行っている。」と述べるが、前記の通り、①と④の再委託については、契約締結日の10日前までに再委託承認申請書を提出していない。④の再委託について、再委託先（株式会社小田原機器）が作成・提出した「注文請書」には「発注年月日 2021年11月8日」「契約期間 2021年11月8日～2022年3月24日」と記載されており、県とオリエンタルコンサルタンツJVとの間で締結した契約書の契約条項に違反していることは明らかである。

また、上記意見は、要するに、契約者（本業務ではオリエンタルコンサルタンツJV）が余裕を持った再委託予定期間（例えば、①の再委託では令和3年9月3日～令和4年1月31日）にて再委託承認申請を行い、同期間にて県の承認を得たものの、同再委託承認期間の初日（①では令和3年9月3日）に請書を交わすことが求められることになり、契約者及び再委託先の事務を拘束するおそれがある、ということのようである。

しかし、監査人が指摘するのは、県とオリエンタルコンサルタンツ JV との間で締結した契約書に基づき「必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべき」こと及び県が承認した「再委託承認の内容を遵守させるべきであり、再委託承認書の内容と異なる内容にて再委託を行おうとする場合には、予め変更申請を行い、県の承認を受けるべき」ことであり、適切に契約内容を履行するよう指摘しているに過ぎない。仮に、監査人の指摘によって、不適切な事務手続が発生するというのであれば、県が締結した契約書の内容ないし県による再委託承認書の内容を見直す必要がある。

この点、上記①の再委託で言うと、オリエンタルコンサルタンツ JV が申請した再委託承認書における再委託予定期間及び県が承認した再委託承認期間は令和 3 年 9 月 3 日～令和 4 年 1 月 31 日であり、同 JV と再委託先（株式会社 TENOHIRA）との再委託契約日（再委託先からの請書の作成日）は令和 3 年 8 月 18 日となっているが、そもそも、再委託契約（請書の作成）を再委託承認期間である令和 3 年 9 月 3 日～令和 4 年 1 月 31 日の間に行うこと（例えば、期間初日の令和 3 年 9 月 3 日付で行うこと）が、どれだけ民間の事務を拘束するというのであろうか。また、上記再委託先からの請書は、「件名：映像制作 案件」、「お見積り金額：¥330,000」として、その内訳についても以下の記載しかなく、同請書を作成することで「民間の事務を拘束する」ものとは考えられない。

品名	単価	数量	単位	合計
映像制作 費	¥300,000	1	式	¥300,000
		小計		¥300,000
		消費税		¥30,000
		合計		¥330,000

なお、上記①の再委託において、再委託期間を令和 3 年 9 月 3 日～令和 4 年 1 月 31 日とし、再委託契約日（再委託先からの請書の作成日）は令和 3 年 8 月 18 日としたいのであれば（契約日より 10 日前までの再委託承認申請書の提出は当然必要であるが）、令和 3 年 8 月 18 日に締結した契約書・請書に「契約締結日にかかわらず、契約期間は令和 3 年 9 月 3 日～令和 4 年 1 月 31 日とする」などと記載すれば良く、民間の事務を拘束することはない。

県が策定した「再委託の適正化に係る通知」（総務部財政課）によれば、「再委託は、契約の競争性、公平性、信頼性が適切に保持されることを前提として、当該委託業務の履行が確保される場合にかぎり、必要最小限の範囲でこれを行わせるものとする」と定められており、再委託はあくまで必要最小限の範囲で認められるものであり、再委託の適正性については厳格な審査がなされるべきである。

県は「形式的な審査を重要視」すべきでない旨の意見を述べているが、かかる意見は上記「再委託の適正化に係る通知」によって、再委託の適正化を図ろうとする県の方針と矛盾するものである。

サ ⑪令和3年度 クルーズ船プロモーション事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) クルーズ船誘致活動(2) セールスプロモーション(3) クルーズ船寄港促進支援(4) 受入体制強化(5) その他 |
|--|

(イ) 再委託

OCVBは、令和3年11月17日付で、再委託先を「Solid Bit Hong Kong Limited」、再委託予定業務を「大衆点評タイアップキャンペーン」、再委託予定額を「5,000,000円」とする再委託承認申請書を県に提出し、県は、同日付けで、再委託承認期間を「契約締結日～令和4年3月15日」として、再委託承認を行っている。

ところが、OCVBと上記再委託先との間で締結した2022年1月6日付け契約書（“[Hashtag campaign and target promotion of China’s cruise market] Services” Service Agreement）によると、「Article2. Term」において「1. The term of the Services will be from the date of execution of this Agreement until [March 25th 2022]」と記載されており、契約期間は契約締結日から2022年3月25日までとなっている。

【指摘】

再委託承認を受けた内容に変更が生じるときには、予め変更申請を行うべきである。

また、OCVBは、令和3年9月9日付で、再委託先を「株式会社 EGL OKINAWA」、再委託予定業務を「欧米系小型クルーズ船 県内小規模離島寄港へ向けた国内ランドオペレーター招聘事業」、再委託予定額を「2,492,200円」とする再委託承認申請書を県に提出し、県は、同日付けで、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

ところが、OCVBと上記再委託先との間では、業務委託契約書を作成することなく、再委託先からOCVBに対し、令和3年9月16日付け「請書」の提出のみとなっている。

前記「キ ⑦令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業」において述べた通り、随意契約によることができる場合としては、売買、貸借、請負その他の契約であって、その予定価格が、次の各号の契約種類に応じ、当該各号に定める額を超えないものと定められている。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

上記再委託契約は100万円を超える業務委託契約であり、本来、一般競争入札によるべきものといえる。

【指摘】

沖縄県財務規則に従い、100万円を超える再委託契約を締結する場合には、原則として契約書を作成すべきであり、例外的に契約書の作成を省略する場合には、省略することができる基準を設け、仕様書等に盛り込むべきである。

【指摘】

例外的に契約書の作成を省略し、請書に代えた場合であっても、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

【指摘】

請書に、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

また、県と OCVB との間で締結した本業務委託契約書 6 条 2 項は、「乙（OCVB）は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10 日前までに再委託承認申請書を甲（県）に提出し、事前に書面による甲の承認を受けなければならない」と定めている。

しかし、OCVB は、上記再委託先との業務委託契約締結日（令和 3 年 9 月 16 日）より 10 日前までに再委託承認申請書を提出しておらず、明らかに上記契約条項に違反している。

【指摘】

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

シ ⑫令和 3 年度 戦略的 MICE 誘致促進事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

(1) マーケティングに基づく誘致・プロモーション活動

- ア MICE 商談会・見本市参加
- イ MICE プロジェクトの開催
- ウ MICE セミナーの開催
- エ キーパーソン招聘
- オ 個別 MICE 催事の誘致活動
- カ MICE 開催実態調査・分析

- キ MICE 営業に関する情報の集約
- ク MICE 情報の発信
- ケ 県外事務所との定期ミーティング開催
- (2) MICE 開催支援
 - ア 開催支援金
 - (ア) コンベンション開催支援
 - (イ) ミーティング・コンベンション貸切バス等運行支援
 - イ 開催歓迎支援（ミス沖縄や芸能団の派遣等）
- (3) 受入体制の整備
 - ア 沖縄 MICE ネットワークの運営
 - イ MICE 専門人材の育成
 - ウ SDGs を活用したサステナビリティガイドライン策定業務

(イ) 再委託

以下の通り、OCVB は各再委託承認申請を行い、これに対し、県は、OCVB が上記再委託先に対して遵守させるべき事項として、「一括再々委託の禁止」、「暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止」、「守秘義務」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- ① 再委託承認申請日：令和 4 年 1 月 17 日
 - 再委託先：企画提案コンペティションにより決定
 - 再委託予定業務：「沖縄 MICE ブランド」プロモーション用素材制作業務
 - 再委託予定額：7,500,000 円以内
 - 県の再委託承認日：令和 4 年 1 月 20 日
 - OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 4 年 2 月 16 日
 - 決定した再委託先：株式会社サン・エージェンシー・映像制作 Younit コンソーシアム
- ② 再委託承認申請日：令和 3 年 10 月 6 日
 - 再委託先：企画提案コンペティションにより決定
 - 再委託予定業務：「沖縄 MICE オンライン FAM ツアー&オンライン商談会（通称：沖縄 MICE プロジェクト）」実施運営等業務

再委託予定額：18,000,000円

県の再委託承認日：令和3年10月18日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年11月30日

決定した再委託先：「沖縄 MICE オンライン FAM ツアー&オンライン商談会
(通称：沖縄 MICE プロジェクト) 実施運営等業務」事
業受託コンソーシアム

③ 再委託承認申請日：令和4年1月4日

再委託先：企画提案コンペティションにより決定

再委託予定業務：「おきなわ MICE ナビ」Web サイト・CMS 改修および多言語
翻訳業務

再委託予定額：12,000,000円

県の再委託承認日：令和4年1月7日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年2月4日

決定した再委託先：令和3年度「おきなわ MICE ナビ」Web サイト・CMS 改修
および多言語翻訳業務コンソーシアム

県と OCVB との委託契約書 5 条 3 項において、「乙（OCVB）は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない」と定められており、OCVB は再委託先に対し、再委託条件等を遵守させるため、再委託先との間で書面で約定しなければならない。

もともと、OCVB と上記各再委託先との間で締結した再委託業務に関する契約書の記名押印欄を見ると、OCVB と再委託先である各コンソーシアムの代表企業しか記名押印していない。しかも、上記イ及びウについては、契約書上、再委託先の代表企業以外の構成員の名称すら明らかでなく、再委託条件等を遵守させるために再委託先と書面で約定したものとは到底いえない。

【指摘】

再委託先がコンソーシアムやジョイントベンチャーの場合には、代表企業のみではなく、構成員全員との間で書面にて約定すべきである。

ス ⑬令和3年度 観光誘致対策事業（MICE 推進課）

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

(1) MICE 需要開拓

- ア MICE 関連情報の収集・分析によるマーケティングの精緻化
- イ 効果的なプロモーションの展開
- ウ 主催者等との情報交換会並びにプロモーションの展開
- エ 県外・海外での MICE セールス活動の強化
- オ 県内外、海外への情報発信

(2) MICE 開催支援

- ア コンベンション開催支援
- イ ミーティング・コンベンション貸切バス等運行支援
- ウ 開催歓迎支援（ミス沖縄、芸能団派遣等）

(3) その他

本事業は、前記「シ ⑫令和3年度 戦略的 MICE 誘致促進事業」と同じく、MICE 誘致に関する事業であり、両者には、MICE に関するプロモーションの展開、セールス活動、セミナーの開催、MICE 開催支援など、同一内容の業務が見受けられる。

ここで MICE とは、企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称である (観光庁ホームページ)。

上記「シ⑫」と「ス⑬」の事業の委託業務完了報告書 (実績報告書) を見ると、共に「オンライン MICE セミナー『沖縄 MICE トレーニングプログラム』を実施した」として、同トレーニングプログラムの実施内容一覧が挙げられており、明らかに業務内容が重複している。

上記「シ⑫」と「ス⑬」の事業の業務内容については重複・関連しており、あえて、2 事業に分けた上で、しかも OCVB に対する特命随意契約として発注すべき必然性は見当たらない。

【意見】

重複・関連した業務内容について、あえて複数の事業として分離発注する必要があるかどうか、十分に検討されたい。

セ ⑭令和3年度 スポーツツーリズム戦略推進事業（スポーツ観光誘客促進事業）

(ア) 委託業務内容

本業務については、令和3年4月1日、県とOCVBとの間で、委託金額54,544,000円にて委託契約を締結したが、県において、「『観るスポーツ』を目的とした誘客促進」及び「FIBAバスケットボールワールドカップ2023開催に向けた誘客促進」を委託業務として追加したことから、委託料を50,000,000円増額し、同年10月8日、委託金額104,544,000円にて改定契約を締結している。

委託業務仕様書（変更後のもの）に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- (1) スポーツ観光誘客におけるマーケティングリサーチの実施
- (2) 県外及び国外におけるスポーツ観光誘客促進のためのプロモーションの実施
- (3) スポーツアイランド沖縄の優位性及び魅力の発信業務
- (4) 本県へのスポーツを活用したツアー造成のための取組
- (5) 県内スポーツチームを活用したプロモーションの実施
- (6) スポーツコミッション沖縄との連携
- (7) 「観るスポーツ」を目的とした誘客促進
- (8) FIBAバスケットボールワールドカップ2023開催に向けた誘客促進

OCVBは、令和3年4月1日付けで「令和3年度『スポーツ観光誘客促進事業』実施計画書について」と題する文書（沖ビューロー第14-24号）を提出し、契約書2条1項に基づき「事業実施計画書」を提出した、としている。

もともと、実際に提出されているのは「令和3年度 スポーツツーリズム戦略推進事業（スポーツ観光誘客促進事業）事業計画書」である。

【指摘】

契約書2条1項の規定通り、契約締結後10日以内に実施計画書として提出させるべきである。

また、本業務の委託契約書 3 条 1 項は「甲（県）又は乙（OCVB）の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする」と定め、同条 2 項は「前項の協議が整った場合、乙は速やかに実施計画書の変更内容を記載した書面を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする」と定めている。

前記の通り、本業務は委託業務として『『観るスポーツ』を目的とした誘客促進』及び「FIBA バスケットボールワールドカップ 2023 開催に向けた誘客促進」が追加され、改定契約が締結されている。

しかし、OCVB から、上記委託業務の追加に伴う、実施計画書の変更内容が記載された書面の提出はなく、これに対する県の承認通知もなされていない。

【指摘】

実施計画書の内容が変更となる場合には、OCVB から実施計画書の変更内容を記載した書面を提出するよう求め、これに対し、承認の手続を履行すべきである。

(イ) 再委託

以下の通り、OCVB は各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、再委託承認を行っている。

- | |
|--|
| ① 再委託承認申請日：令和 3 年 12 月 13 日
再委託先：B. MARKETING 株式会社
再委託予定業務：FIBA バスケットボールワールドカップ 2023in 沖縄プロモーションに係る WEB 記事制作業務
再委託予定額：372,620 円
県の再委託承認日：令和 3 年 12 月 13 日
再委託承認額：372,620 円
OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 3 年 12 月 27 日
再委託先に対する委託料：1,194,826 円 |
| ② 再委託承認申請日：令和 3 年 12 月 24 日
再委託先：グローバルゴルフメディアグループ株式会社
再委託予定業務：女子ゴルフメディアを活用したプロモーション業務
再委託予定額：2,750,000 円 |

県の再委託承認日：令和3年12月24日
再委託承認額：2,750,000円
OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年1月14日
再委託先に対する委託料：3,850,000円

上記①及び②の再委託について、OCVBの各再委託先に対する委託料は、県の再委託承認額を上回っている。

【指摘】
再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。

また、上記①の再委託について、令和3年12月13日付け再委託承認申請書（再委託先：B. MARKETING 株式会社）における「再委託先の適格性」欄の「業務履行に必要な人員・技術・設備等」、「期間内の適正な業務履行の確保」、「指名停止措置を受けている者」、「暴力団員に該当する者」、「暴力団と密接な関係を有する者」に一切チェックがなされていない。

上記チェック項目は、再委託先の適格性を示す極めて重要な項目であり、1項目でも適格性に欠けている場合には、再委託を承認すべきでない。それにもかかわらず、県は同日付けで再委託承認しており、再委託承認申請書について適正な審査をしていないことが明らかである。

【指摘】
再委託承認申請書における「再委託の適格性」について、適正に審査すべきである。

また、以下の通り、OCVBは各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

③ 再委託承認申請日：令和3年12月10日
再委託先：(公財) 日本バスケットボール協会

再委託予定業務：FIBA バスケットボールワールドカップ 2023 開催プロモーション実施に伴うツール制作業務

再委託予定額：677,600 円

県の再委託承認日：令和 3 年 12 月 10 日

④ 再委託承認申請日：令和 4 年 1 月 4 日

再委託先：株式会社琉球コラソン

再委託予定業務：男子ハンドボールチーム“琉球コラソン”アウェイ戦活用プロモーション業務

再委託予定額：770,000 円

県の再委託承認日：令和 4 年 1 月 4 日

⑤ 再委託承認申請日：令和 4 年 1 月 17 日

再委託先：琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

再委託予定業務：男子プロ卓球チーム“琉球アスティーダ”公式戦活用プロモーション業務

再委託予定額：343,474 円

県の再委託承認日：令和 4 年 1 月 17 日

上記③～⑤の再委託について、OCVB と上記各再委託先との間では、業務委託契約書を作成することなく、再委託先から OCVB に対し「請書」の提出のみとなっている。

前記「イ ②令和 3 年度 教育旅行推進強化事業」において指摘した通り、OCVB 会計規程 45 条及び沖縄県財務規則第 107 条 1 項の通り、100 万円未満の契約金額においては、契約書に代えて請書を作成すること自体は問題ないが、再委託に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

【指摘】

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

ソ ⑮令和3年度 未来の産業人材育成事業

(ア) 委託業務内容

業務委託仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- | |
|---|
| <p>(1) 必要な人員の配置</p> <p>ア 産業界と学校現場をつなぐコーディネーターの配置</p> <p>(ア) 未来の産業人材育成事業の総括と今後の施策展開の方向性や課題解決方策の検討</p> <p>(イ) 業界団体等と連携したカリキュラムの開発及び取組の実施並びに報告書の作成</p> <p>(ウ) 県からの業務進捗状況や業務内容等に関する問い合わせへの円滑な対応</p> <p>イ 事務局職員の配置</p> <p>(2) 当事業の総括と今後の施策展開の方向性や課題解決方策の検討及び調査</p> <p>(3) 小中学校において業界理解を深め、未来の産業人材を育成するための取組</p> <p>ア 職業人講和等の実施</p> <p>(ア) 実施回数については、雇用のミスマッチや人材不足が課題となっている業界を重点的に実施する。</p> <p>(イ) 実施校の募集、開拓等（34校、参加者数3,400人以上、本島北部及び離島の小中学校8校以上）</p> <p>(ウ) 学校の申込から実施までの間は原則として2か月以上確保し、産業界講師の準備の時間を十分に確保することとする。</p> <p>(エ) 取組を実施するときは、保護者や教員に対する学校からの見学の呼びかけを働きかけることとする。</p> <p>イ 学校現場で実施する仕組みの構築及び年間計画への組入れの調整</p> <p>ウ 未来の産業人材を育成する好事例（カリキュラム）の創出及び事例集の作成</p> <p>エ 児童生徒を対象に企業視察等を実施し、県内産業への興味喚起につながる取組を実施すること</p> <p>オ アンケート調査の実施</p> <p>(4) 教員が業界理解を深め、未来の産業人材を育成するための取組を実施すること</p> |
|---|

(5) 産学官が連携してキャリア教育を継続していくための意見交換や課題の共有等を行う取組を実施すること

本業務は令和3年度にOCVBと締結した業務委託契約において、唯一、随意契約でないものであるが、関係書類（契約書、仕様書、再委託承認申請書、再委託承認書、再委託契約書、委託料の確定通知、検査調書、請求書等）を確認したところ、特段、指摘・意見はない。

なお、本業務においては、上記の通り、発注段階において仕様書に詳細な業務内容が示されており、契約書上、受注者（OCVB）による実施計画書の作成は求められていない。

4 沖縄コンベンションセンターの指定管理について

県の大型 MICE 施設である「沖縄コンベンションセンター」（沖縄県宜野湾市真志喜 4 丁目 3 番 1 号所在）については、運営当初から令和 2 年 3 月 31 日まで OCVB が指定管理者として指定されていたが、令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの指定期間においては、初めて他社（株式会社コンベンションリンケージ）が指定管理者として指定された。

令和 4 年 8 月に、令和 5 年 4 月 1 日以後の指定管理者が公募されており、募集されている指定期間は「令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間」に変更されている。

沖縄コンベンションセンターの所管課である「沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課」に、指定管理期間が現行の 3 年間から 5 年間に変更した理由を確認したところ、以下のような回答があった。

現行の指定管理期間は、コンセッション方式導入検討の準備期間として、通常 5 年間とすべきところ 3 年間としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により検討が行えていない状況であった。

次期指定管理期間については、下記理由により 5 年の指定管理期間とした。

- ① コロナ収束の状況も見ながら、コンセッション方式導入検討するために 4 年程度の期間が必要であること。
- ② 「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」において、業務に高い専門性があり、人材の育成や確保、事業の企画等に期間を要する施設の場合、指定管理期間は 5 年が目安としていること。
- ③ MICE 施設の運営においては、新規事業者が指定管理者となった場合、体制整備に 1 年かかることや、1～2 年目に MICE 誘致活動を実施した場合、その結果が出るのは 4～5 年目となること。

令和 4 年 11 月、沖縄コンベンションセンターの指定管理者として、沖縄コンベンションセンター共同事業体（代表者：株式会社沖縄コングレ、構成員：株式会社コングレ、構成員：株式会社ピーエムエージェンシー、構成員：OCVB）が選定され、新たに指定管理者として指定されている。

OCVB は、令和 2 年以前には、沖縄コンベンションセンターの指定管理を単独で担っていたが、今回単独ではなく、共同企業体として公募に応じた理由について、OCVB に確認したところ、以下の回答があった。

OCVB は、県と連携して、沖縄県全体の MICE 振興を推進する役割があり、コロナ禍において落ち込んだ MICE がようやく回復しつつあるなか、MICE の誘致・受入業務の更なる強化を図る必要があると考え、県最大の MICE 施設の管理運営に関わり、MICE の誘致拡大につなげていくことを目的に今回の指定管理者公募に応募している。沖縄コンベンションセンターについては、長年 OCVB が管理を携わった施設のため、単独での応募も検討したが、以前の指定管理を行っていた状況と異なり OCVB 職員数も減少しているなど、単独での管理運営は厳しいと判断し、全国的にも実績のある会社と JV を組み今回の応募に至った。

沖縄コンベンションセンターの指定管理料について、現行 3 年間の額と、今後 5 年間の額について、県所管課に確認したところ、以下の通り回答があった。

前回、県が示した指定管理料の上限額は、3 年間で 66,945 千円以内であったが、指定管理者からの提案金額は 3 年間で 0 円であったため、0 円とした。

しかし、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、施設の運営に要する費用を再算定し、146,079 千円を増額補正している。令和 3 年度及び令和 4 年度については、補正はない。

そのため、現指定管理期間の指定管理料は 146,079 千円である。

今後 5 年間については、合計で 51,957 千円を見込んでいる。

沖縄コンベンションセンターの指定管理については、特段、指摘・意見する点はない。